

群馬県版
土砂災害警戒避難ガイドライン
（資料編）



平成 26 年 5 月

平成 29 年 7 月改定

群馬県県土整備部砂防課

目次

1 土砂災害に関する基本事項	1
1.1 土砂災害の種類	1
1.1.1. 土砂災害の種類	1
1.1.2. 土砂災害防止法とは	2
1.1.3. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の一般的な範囲	3
1.1.4. 土砂災害のおそれのある区域の確認方法（マッピングぐんま）	4
1.2. 土砂災害に関する情報の種類	5
1.2.1. 気象情報の種類	5
1.2.2. 気象情報・雨量・水位情報等の収集先	8
1.2.3. 気象庁 HP の概要	9
1.2.4. 土砂災害警戒情報の仕組み	10
1.2.5. 群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報（メッシュ情報）とは	11
1.2.6. 「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」ホームページの利用方法	13
1.2.7. 「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HPにおける5kmメッシュ番号対応表	16
1.2.8. 各5kmメッシュの市町村対応表	17
1.2.9. 群馬県における土砂災害警戒情報監視対象メッシュ	21
1.2.10. 「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」を用いたメッシュ位置の確認方法	23
1.2.11. 「マッピングぐんま」で土砂災害警戒情報のメッシュ範囲を確認する方法	25
1.2.12. 群馬県砂防課システムによる土砂災害警戒情報発表時のメール自動配信	26
1.2.13. 群馬県水位雨量情報の概要	27
1.2.14. 簡易雨量計の作成方法	28
1.2.15. 市町村が発表する避難情報の種類及び立退き避難が必要な居住者に求める行動	30
1.2.16. 土砂災害発生前の前兆現象例	31
2 平常時からの（土砂災害に対する）体制構築	32
2.1. 土砂災害を警戒すべき箇所	32
2.1.1. 土砂災害を警戒すべき区間・箇所一覧表（例）	32
2.1.2. 参考にすべき情報と入手先	33
2.2. 避難を要する区域（避難単位）の設定	34
2.2.1. 避難を要する区域一覧表（例）	34
2.3. 避難場所等の設定	34
2.3.1. 避難対象者数の想定（例）	34

2.3.2.	避難場所と避難ルート等の想定（例）	35
2.3.3.	避難に要する時間の想定（例）	35
2.4.	避難場所等の安全	37
2.4.1.	避難場所の条件（例）	37
2.4.2.	避難場所周辺状況確認のイメージ	37
2.4.3.	避難場所の機能の整理（例）	38
2.4.4.	避難経路検討のイメージ	39
2.4.5.	ハザードマップ作成支援ツールの活用	40
2.4.6.	緊急時におけるRC構造建物内の避難場所・経路図のイメージ	41
2.5.	情報の収集伝達手段の整備	42
2.5.1.	土砂災害に関する情報の流れ	42
2.5.2.	情報の収集・伝達体制	42
2.5.3.	情報の具体的な伝達方法（例）	43
2.5.4.	市町村の防災情報を含むメールサービス・SNS	44
2.5.5.	土砂災害に関する情報の収集先リスト（例）	45
2.5.6.	情報の伝達先リスト（例）	46
2.6.	避難勧告等の発令基準の設定	47
2.6.1.	判断基準設定の考え方	47
2.6.2.	避難勧告等の発令基準(例)	47
2.7.	要配慮者への支援	48
2.7.1.	要配慮者施設リスト（例）	48
2.7.2.	在宅の要配慮者リスト（例）	49
2.8.	防災意識の向上	50
2.8.1.	自助、共助、公助の考え	50
2.8.2.	防災教育内容のイメージ	51
2.8.3.	防災教育・訓練実施記録（例）	52
2.8.4.	「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」のすすめ	53
3	注意体制時の対応	55
3.1.	注意体制時の情報収集・伝達	56
3.1.1.	注意体制時の情報の入手・伝達	56
3.2.	土砂災害の前兆現象等の確認	57
3.2.1.	緊急時における前兆現象チェックリスト（例）	57
4	警戒避難体制時の対応	58
4.1.	避難勧告・避難指示等の発令	58
4.1.1.	避難を要する区域毎の「土砂災害警戒避難基準雨量（CL）」(例)	59
4.1.2.	避難勧告等の発令者	60

4.1.3. 避難勧告等において伝達すべき事項.....	60
4.1.4. 避難勧告等の伝達内容.....	61
4.2. 避難勧告等の伝達.....	62
4.2.1. 情報の具体的な伝達手段(例).....	62
4.2.2. 情報の伝達先・伝達手段.....	63
4.3. 要配慮者への避難支援.....	64
4.4. 避難行動と二次災害防止.....	64
4.5. 避難勧告等の解除.....	65
4.5.1. 避難勧告等の解除基準（例）.....	65
5 避難所の開設・運営【参考】.....	66
5.1. 避難所の開設・運営.....	66
5.1.1. 避難所の開設・運営フロー.....	66
5.2. 避難所が持つべき機能.....	68
5.2.1. 避難所に必要な機能.....	68

1 土砂災害に関する基本事項

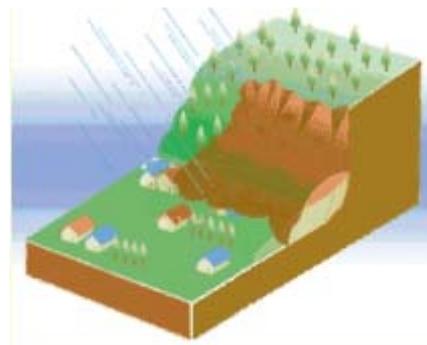
1.1 土砂災害の種類

1.1.1. 土砂災害の種類

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

→ がけ崩れは、急な斜面がしみ込んだ雨水や地震により突然崩れ落ちる現象です。崩れた土砂は斜面の高さの2～3倍にあたる距離まで届くこともあり、土砂災害のなかでは最も多く発生しています。

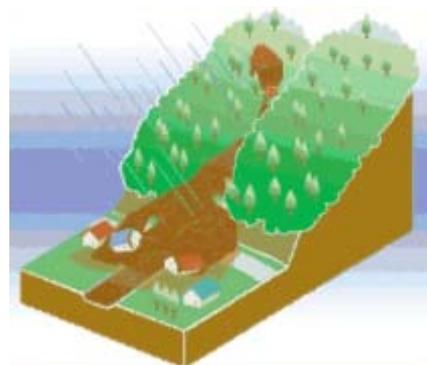
「がけ崩れ」は逃げる暇がないほどの速いスピードと強い破壊力のために、人の命が奪われたり家がめちゃめちゃに押しつぶされるなど、悲惨な災害につながる傾向があります。



土石流

→ 土石流は、山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、梅雨や台風の大雨や雪解けなどの水と一緒に一気に流れ出てくる現象です。

「土石流」は流れの急な川や沢があるところで起こることが多く、速いスピードと強い力で人の命や家などの財産を奪い、道路や鉄道など交通網にも被害を及ぼします。



地すべり

→ 地すべりは、地中の粘土などの滑りやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で広い範囲の土地が動き出す現象です。緩やかな斜面で起きるため、家や畑がある場所でも発生することがあります。

「地すべり」は広い範囲にわたって起こるのが特徴で、いったん動き始めると何年も何十年も動き続ける特徴があります。1日に数ミリ程度と目に見えないほどの動きが多いですが、なかには逃げる暇がないほど突然スピードを速めるものがあります。



出典：群馬県 HP

1.1.2. 土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために制定された法律です。

土砂災害防止対策基本法指針の作成【国土交通省】

- ・土砂災害他防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等

基礎調査の実施【都道府県】

- ・渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査

土砂災害警戒区域の指定【都道府県】

- ・基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

土砂災害警戒区域

- ・情報伝達、警戒避難体制などの整備【市町村等】

土砂災害特別警戒区域

- ・特定開発行為に対する許可制【都道府県】
- ・建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- ・建築物の移転等の勧告【都道府県】

平成 26 年 8 月豪雨を踏まえた追加措置として

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律】

(平成 27 年 1 月 18 日 施行)

土砂災害の危険性のある区域の明示

- ・基礎調査結果の公表【都道府県】
- ・基礎調査が適切に行われていない場合は是正要求【国】

円滑な避難勧告の発令に資する情報の提供

- ・避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報の市町村への通知および一般への周知を義務付け【都道府県】
- ・避難勧告等の円滑な解除のために市町村が助言を求めた場合、国・都道府県が必要な助言を行うことを義務付け【市町村・国・都道府県】

避難体制の充実・強化【市町村】

- ・市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域について避難場所・避難経路・避難訓練実施に関する事項等の明示、社会福祉施設・学校・医療施設への、土砂災害警戒情報の伝達等を定め、避難体制の充実・強化を図る

国による援助【国】

- ・国土交通大臣による助言、情報提供の援助に係わる努力義務

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域です。

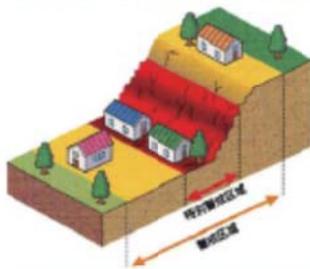
危険の周知や警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域です。

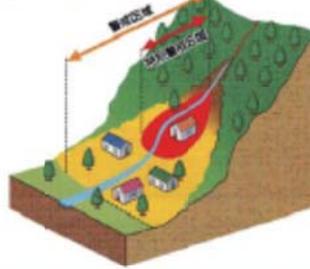
特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制が行われます。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）



- ・傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

土石流



- ・土石流の発生のおそれのある渓流において、最頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

地すべり

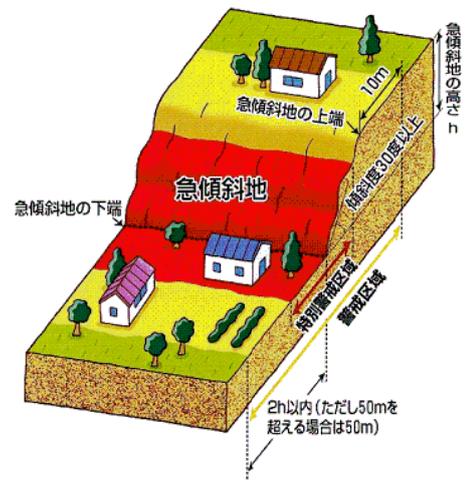


- ・地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域
- ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに対応する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域

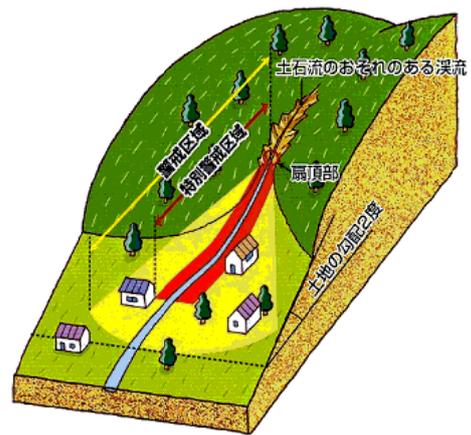
土砂災害警戒区域はこれまでの災害実績を基に、一定の基準によって一律に設定を行ったものであり、土砂災害警戒区域の指定がないことは、その地域で土砂災害の危険がないということの意味するものではなく、指定区域以外でも土砂災害が発生することがあります。

1.1.3. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の一般的な範囲

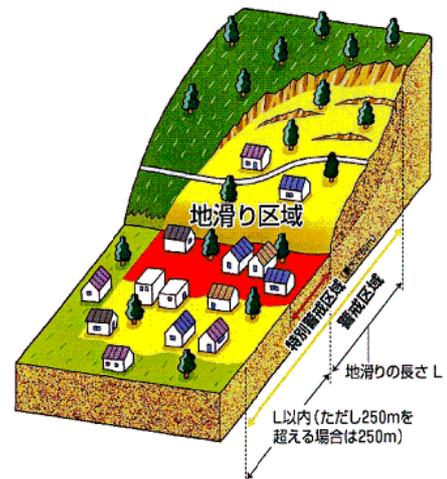
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)



土石流



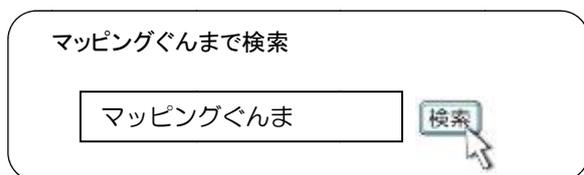
地すべり



参考：国土交通省 HP、群馬県 HP

1.1.4. 土砂災害のおそれのある区域の確認方法（マッピングぐんま）

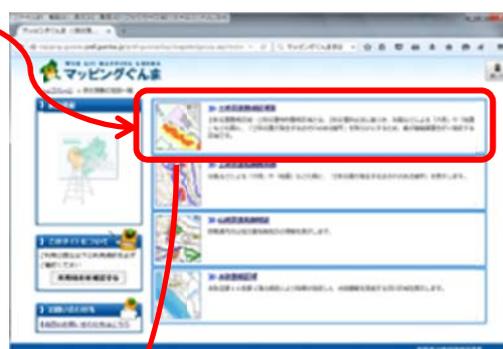
群馬県が提供する統合型地理情報システム「マッピングぐんま」にて、土砂災害警戒区域等の区域をインターネットの地図上で確認することができます。



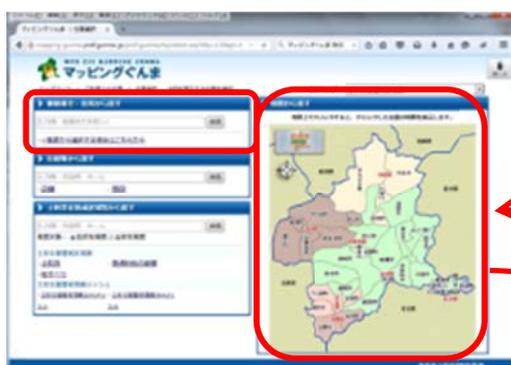
「マッピングぐんま」トップページ



「防災情報」を選択



「土砂災害警戒区域等」を選択



地図や目標物から見たい地域を選択



地図上に土砂災害警戒区域等が表示される。拡大縮小もできます。

※最新の指定状況は群馬県ホームページ(土砂災害対策)でご確認願います。

1.2. 土砂災害に関する情報の種類

1.2.1. 気象情報の種類

■大雨注意報（前橋地方気象台が発表）

大雨により災害の起こるおそれがあるときに発表されます。

■大雨警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）

大雨により重大な災害の起こるおそれがあるときに発表されます。

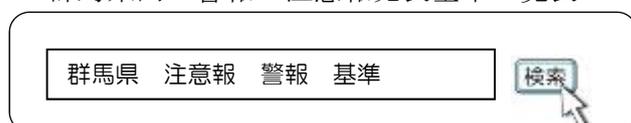
■大雨特別警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）

大雨警報の基準をはるかに超えた大雨により重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに発表し、最大の警戒を呼びかけます。

【大雨特別警報の発表基準】 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

※大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報が発表される際の目安となる雨量は、市町村により異なるので、事前に確認しておきましょう。

⇒群馬県内の警報・注意報発表基準一覧表



■記録的短時間大雨情報（前橋地方気象台が発表）

大雨警報発表時に、降雨がその地域にとって数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼びかけるために発表されます。

⇒前橋地方気象台では、1時間雨量が100mmを超えた際に発表。

■土砂災害警戒情報（群馬県と前橋地方気象台が共同で発表）

大雨警報が発表されている状況で、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに市町村単位で発表されます。 ※地すべりは対象外。

■「土砂災害に関するメッシュ情報」

土砂災害警戒情報を補足する情報として、「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報HP（群馬県砂防課提供）」にて群馬県を5kmメッシュに分割し、メッシュごとに危険度をリアルタイムで判定しインターネットで提供していますので、日頃からこまめに確認しましょう。なお、このHPでは防災担当者向けに、1kmメッシュごとの危険度も確認する事が出来ます。

また、気象庁HPでも「土砂災害危険度判定メッシュ情報」として提供しています。各HPの閲覧方法は、後述していますので、確認をしておきましょう。

■警報級の可能性（平成29年度出水期から気象庁HPで提供開始）（前橋地方気象台が発表）

早い段階から警報級の現象になる可能性を「高」や「中」でお知らせします
～警報級の可能性～
(平成29年度から)

〇〇県南部の警報級の可能性 イメージ
南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

今日～明日
・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

明後日～5日先
・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

〇〇県南部		8/3 17:00発表					8/3 17:00発表			
種別	警報級の可能性	3日		4日			5日	6日	7日	8日
		明け方まで	18-24	0-6	6-12	12-18				
大雨	警報級の可能性	中							中	
暴風	警報級の可能性				高			中	高	
波浪	警報級の可能性				高			中	高	

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。
[中]: [高]ほど可能性は高くないが、警報を発表するような現象発生可能性がある状況。気象台が発表する今後の情報に留意。

今日～明日
前日の夕方から段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

明後日～5日先
数日先の荒天について可能性を把握することができる！

出典：気象庁HP

**■危険度を色分けした時系列（平成29年度出水期から気象庁HPで提供開始）
（前橋地方気象台が発表）**

大雨等の危険度を時系列で視覚的に分かりやすく表示します
～危険度を色分けした時系列～
(平成29年度から)

平成〇〇年〇〇月10日 16時30分 〇〇地方気象台発表 イメージ
〇〇県の注意警戒事項
〇〇県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、落雷に注意してください。

〇〇町
【発表】 大雨、洪水注意報
【継続】 雷注意報
特記事項 土砂災害注意 浸水注意
1 1日明け方までに大雨警報（浸水害）に切り替える可能性が高い
1 1日明け方までに洪水警報に切り替える可能性が高い

時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示で提供
どの程度の強度（危険度）の現象が、どのくらい先の時間帯（切迫度）に発現すると予想されているのかを、視覚的に把握しやすい形で伝えます。

発表中の警報・注意報等の種別	今後の推移(■特別警報級 ■警報級 ■注意報級)												備考・関連する現象	
	10日			11日			11日			11日				
	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18					
大雨 (土砂災害)														以後も注意報級 土砂災害注意
大雨 (浸水害) 1時間最大雨量50mm以上	30	50	50	50	60	60	40							浸水注意
洪水 (洪水害)														突風
雷														

黄色の時間帯は、注意報級の現象が予想されています。
赤色の時間帯は、警報級の現象が予想されています。

これからの危険度の高まりを即座に把握できる！

出典：気象庁HP

■雨量・水位情報等（近傍の観測局のデータをインターネット等で確認）

時間雨量、累計雨量、河川水位などについて、近傍の観測局のデータをインターネット等で確認しましょう。

※簡易雨量計を用いた施設前雨量局での雨量確認も有効です。

◇【参考】土砂災害に関する気象警報等が発表された際にとるべき行動の例

気象状況	気象庁の情報	市町村の対応	住民の行動等
<p>大雨の数日～約1日前 大雨の可能性が高くなる</p> <p>↓</p> <p>大雨の半日～数時間前 雨が降り始める</p> <p>↓</p> <p>雨が強さを増す</p> <p>↓</p> <p>大雨の数時間～2時間程度前</p> <p>↓</p> <p>大雨となる</p> <p>↓</p> <p>大雨が一層激しくなる</p> <p>↓</p> <p>広い範囲で数十年に一度の大雨</p>	<p>警報級の可能性</p> <p>大雨に関する気象情報</p> <p>大雨注意報</p> <p>大雨警報(土砂災害)</p> <p>大雨特別警報(土砂災害)</p> <p>土砂災害警戒情報</p> <p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>心構えを一段高める</p> <p>・職員連絡体制を確認</p> <p>・今後の気象状況に注意</p> <p>・災害準備体制 (避難用具を点検、防災関係情報を把握)</p> <p>・災害注意体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制)</p> <p>・避難準備・高齢者等避難開始 (発令中の注意報に、発令し警報発表の可能性が高いと記録されている場合)</p> <p>・避難準備・高齢者等避難開始 (各地の避難場に入る前に)</p> <p>・災害警戒体制 (避難指示の発令を判断できる体制)</p> <p>・土砂災害発生危険度の高まっているメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難指示</p> <p>・災害対策本部設置</p> <p>・最大危険度のメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難指示(緊急)</p> <p>・特別警報の住民への周知</p> <p>・メッシュ情報を参照し、避難指示(緊急)等の対象区域を再度確認</p>	<p>Point 備えは大丈夫?</p> <p>心構えを一段高める</p> <p>・土砂災害警戒区域等の危険な箇所を把握</p> <p>・避難場所や避難ルートを確認</p> <p>気象情報やハザードマップを確認</p> <p>最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備を</p> <p>・発表中の注意報に、夜間に大雨警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、早めの避難</p> <p>Point 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、早めの行動を!</p> <p>土砂災害警戒区域等にお住まいの方は地元市町村からの避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難</p> <p>・大雨警報や土砂災害警戒情報の基準への到達が予想されるメッシュでは、土砂災害警戒区域等の外であっても安全な場所へ避難</p> <p>既に重大な災害が発生していてもおがしくない極めて危険な状況</p> <p>・避難しようとしたときに屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶと判断した場合は、少しでも命が助かる可能性が高い行動として2階以上の床やPからなるべく離れた部屋で待避</p> <p>数十年に一度のこれまでに経験したことがないような異常事態</p> <p>・直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を!</p>

出典：気象庁 HP

1.2.2. 気象情報・雨量・水位情報等の収集先

情報名	収集先
気象情報・ 防災気象情報全般	<p>■前橋地方気象台 TEL：027-896-1536（観測予報担当 終日）</p> <p>■気象庁 HP <input type="text" value="気象庁 防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>■インターネット防災情報提供システム（気象庁） https://bosai.jmainfo.go.jp/（要 ID・パスワード）</p>
雨量・水位情報・ ダム情報等	<p>■「群馬県水位雨量情報」HP（群馬県河川課） <input type="text" value="群馬県水位雨量情報"/> <input type="button" value="検索"/></p>
	<p>■「川の防災情報」HP（国土交通省） <input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p>
	<p>■気象情報を提供している民間の HP の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雨量・雷観測情報」HP（東京電力） <input type="text" value="東京電力 雨量"/> <input type="button" value="検索"/> ・「日本気象協会 tenki.jp」HP（日本気象協会） <input type="text" value="日本気象協会"/> <input type="button" value="検索"/>
土砂災害警戒情報・ 土砂災害危険度情報	<p>■「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HP（群馬県砂防課） <input type="text" value="群馬県 土砂災害警戒情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>※防災関係機関用 URL（要 ID・パスワード） http://www.dosya-keikai-gunma.jp/bousaikikan/login.htm</p>
災害情報・ 道路通行規制情報等	<p>■「群馬県県土整備部防災情報」HP（群馬県建設企画課） <input type="text" value="群馬県県土整備部防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p>

1.2.3. 気象庁 HP の概要

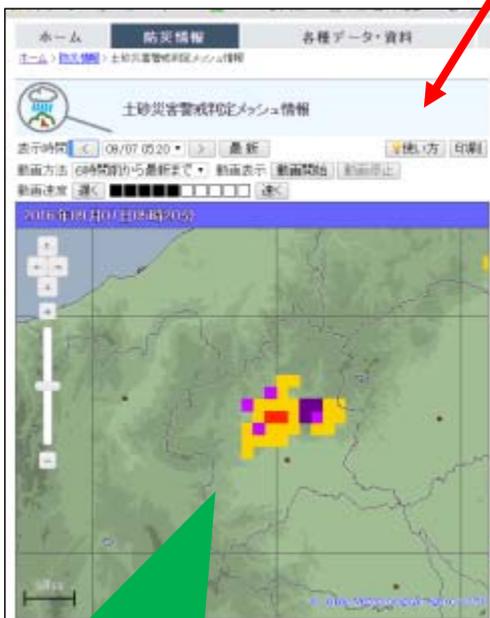


「気象庁 防災情報」で検索すると気象庁防災情報のページが最初に検索されます



気象に関する情報は「気象」カテゴリに集約されています。

- #### 気象
- ▶ [気象警報・注意報](#)
 - ▶ [気象情報](#)
 - ▶ [台風情報](#)
 - ▶ [指定河川洪水予報](#)
 - ▶ [土砂災害警戒情報](#)
 - ▶ [土砂災害警戒判定メッシュ情報](#)
 - ▶ [竜巻注意情報](#)
 - ▶ [高温注意情報](#)
 - ▶ [レーダー・ナウキャスト\(降水・雷・竜巻\)](#)
 - ▶ [高解像度降水ナウキャスト](#)
 - ▶ [解析雨量・降水短時間予報](#)



「土砂災害警戒判定メッシュ情報」では、土砂災害発生の危険度が上がっている領域（5kmメッシュ）を確認できる。



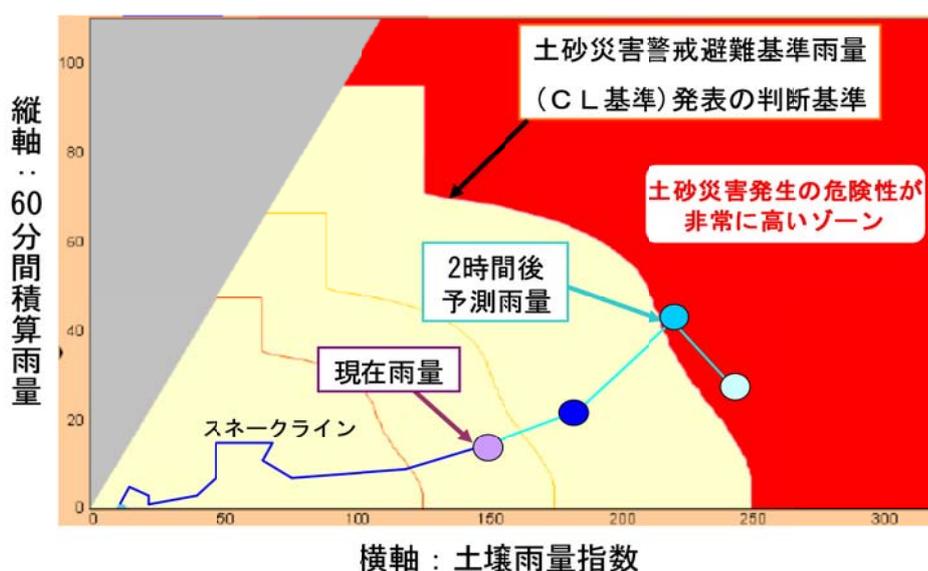
「解析雨量・降水短時間予報」では、「表示時間」を変えることで現況及び6時間先までの1時間ごとの雨量分布の変化を確認できる。

1.2.4. 土砂災害警戒情報の仕組み

土砂災害警戒情報は、土砂災害が発生する可能性があるか否かを判断する境界線を設け、スネークライン（縦軸に60分間積算雨量^{※1}、横軸に土壌雨量指数^{※2}を取り、時々刻々と変化するデータを結んだ曲線）がこの境界線を越える恐れがある場合に発表するものです。この境界線を土砂災害警戒避難基準雨量CL（Critical Line）といいます。

CLは、過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨の発現確率から特定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現確率領域（安全領域）と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が高いと想定される降雨の発現確率領域の境界として設定された線です。スネークラインがこの基準線を超過すると、土砂災害発生危険性が高まったと判断されます。

群馬県では県内を5km四方のメッシュ毎（261メッシュ）に分け、それぞれのメッシュにCLを設定しています。（全ての1kmメッシュが除外されている5kmメッシュは除く）



※1 60分間積算雨量：気象庁が観測(解析)または予測した雨量を60分間で合計した雨量または予測雨量。

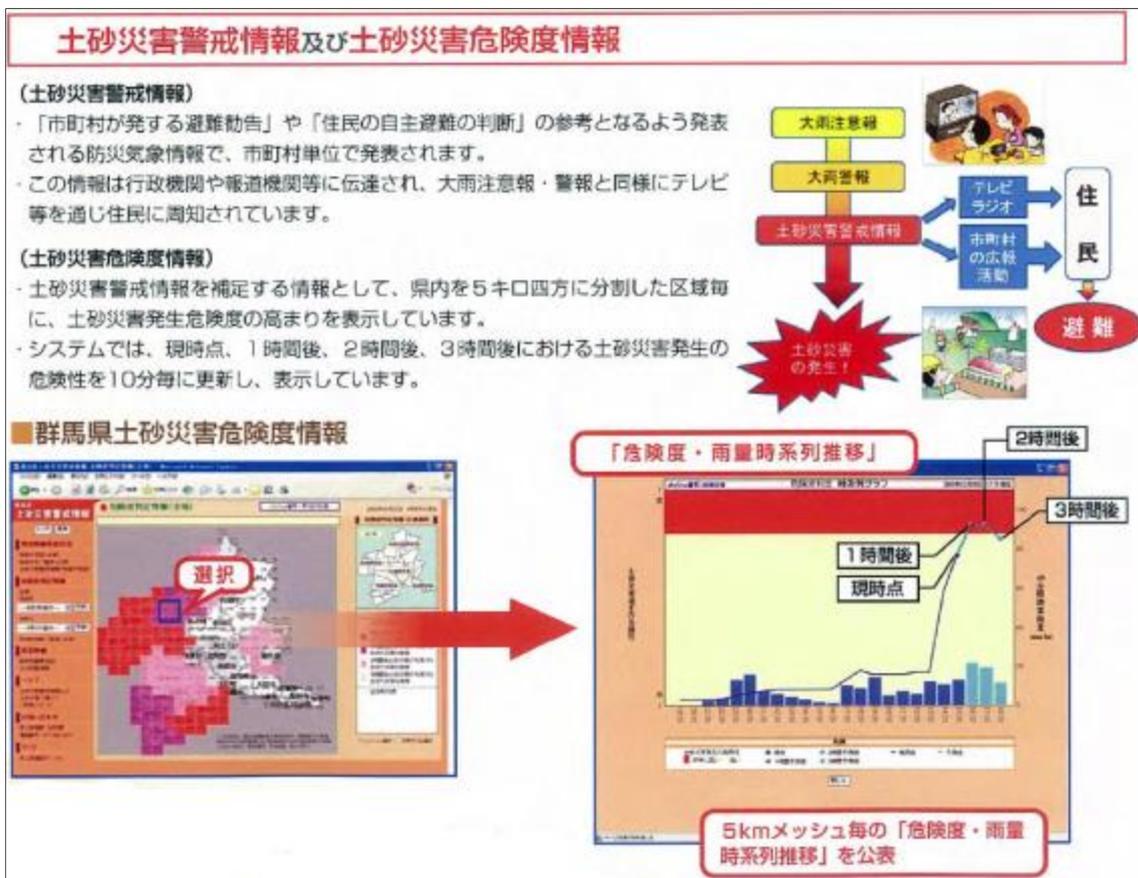
※2 土壌雨量指数：これまでの降雨と今後数時間に予想される降雨等の雨量データを用いて、降雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているか指数化したもの。

1.2.5. 群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報（メッシュ情報）とは

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、群馬県と前橋地方気象台が共同して発表する情報です。市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。

土砂災害危険度情報は、気象台から提供された予測（実況）雨量を基に、土砂災害の発生する危険度を4段階に分けて表しています。危険度は群馬県を約 5km 四方の格子（メッシュ）で 261 個に分割して判定され、どこが危険な状態かを確認することができます。ただし、危険と判定されていない格子（メッシュ）でも土砂災害の発生する恐れはあるので注意が必要です。

◇群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報の概要

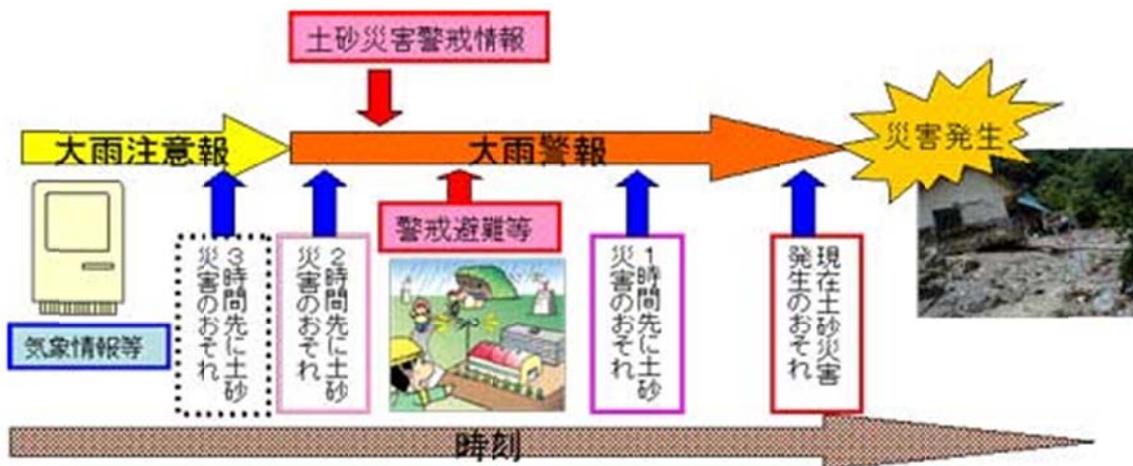


出典：群馬県 HP

※土砂災害危険箇所がなく、過去に大規模な土砂災害が発生していない下記の市町は、土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外しています。

（除外市町村：伊勢崎市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）

◇群馬県土砂災害警戒情報の補足情報イメージ図



出典：群馬県 HP

1.2.6. 「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」ホームページの利用方法

	防災担当者向け (市町村・土木事務所等)	一般利用者向け
危険度情報	<p>1kmメッシュで公開。</p>  <p>「判定図」 「危険度・雨量時系列推移」</p> <p>1kmメッシュ毎の「判定図」及び「危険度・雨量時系列推移」を公表</p>	<p>5kmメッシュで公開。</p>  <p>「危険度・雨量時系列推移」</p> <p>5kmメッシュ毎の「危険度・雨量時系列推移」を公表</p>

	防災担当者向け (市町村・土木事務所等)	一般利用者向け
URL	http://www.dosya-keikai-gunma.jp/bousaikikan/login.htm	http://www.dosya-keikai-gunma.jp
ログイン機能	ユーザID及びパスワード (各所属毎に配布)	無し
警戒情報発表メール配信	有り(水防携帯等を登録済み)	無し
解析雨量概況図	 <p>解析雨量概況図</p>	無し

	防災担当者向け (市町村・土木事務所等)	一般利用者向け
危険度情報	1kmメッシュで公開。	5kmメッシュで公開。
	1kmメッシュ毎の「判定図」及び「危険度・雨量時系列推移」を公表	5kmメッシュ毎の「危険度・雨量時系列推移」を公表

■危険度メッシュ表示の過去履歴の確認方法

「メッシュ番号-町名対応表」を表示

各「メッシュ危険度情報」ページにおいて、メッシュ図の下にあるバーなどを操作することで、24時間前までのメッシュ危険度を確認する事が出来ます。

選択メッシュの「危険度情報(時系列グラフ)」を表示

危険度判定メッシュの静止画像の自動スライドショーを表示

10分前、あるいは10分後のデータを表示

表示しているメッシュの観測時刻を表示

ドラッグ可能(時刻変更可能)

最新観測時刻のデータを表示

関係者向けページのユーザーID及びパスワードは、各市町村に配布していますのでご確認下さい。人事異動などにより紛失した場合は、群馬県砂防課砂防情報係へお問い合わせ下さい。

■気象庁 HP「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と群馬県砂防課 HP「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」におけるメッシュ表示色の違い

気象庁 HP「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と群馬県砂防課が提供する HP「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」は、それぞれメッシュの色分けで危険度を表現していますが、色の表現の仕方が違いますので注意が必要です。

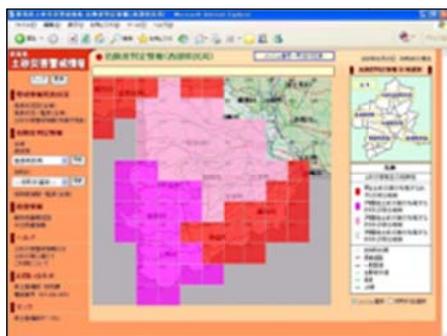
①気象庁 HP「土砂災害警戒判定メッシュ情報」におけるメッシュ色表現の意味



出典：気象庁 HP

	極めて危険	実況で土砂災害警戒情報の基準に到達
	非常に危険	予想で土砂災害警戒情報の基準に到達
	警戒	実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達
	注意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達
	今後の情報等に留意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達

②砂防課 HP「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」におけるメッシュ色表現の意味



出典：群馬県 HP

色	状況
赤	現在土砂災害の多発するおそれがある地域
ピンク	1 時間後土砂災害の多発するおそれがある地域
ローズ	2 時間後土砂災害の多発するおそれがある地域
ドット	3 時間後土砂災害の多発するおそれがある地域
無色	土砂災害発生危険性が低い地域

1.2.7. 「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HPにおける5kmメッシュ番号
対応表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1																						
2												1										
3													3									
4											5	6	7	8								
5										9	10	11	12	13	14	15	16					
6									17	18	19	20	21	22	23	24	25					
7								26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
8						36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47					
9			48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62					
10			63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76						
11		77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93				
12	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111				
13	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129				
14	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147				
15	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164					
16		165	166		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179					
17				180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192						
18				193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	
19				211	212	213	214	215	216	217	218	219		220	221	222	223	224	225	226	227	
20				228	229	230	231	232	233	234	235	236							237	238	239	240
21				241	242	243	244	245	246	247	248	249										
22				250	251	252	253	254	255													
23				256	257	258	259															
24				260	261																	
25																						

※市町村名・字町名は、次頁以降の市町村対応表を参照

1.2.8. 各5kmメッシュの市町村対応表

5kmメッシュ番号	砂防課システムメッシュ番号	市町村名(赤字:市町村名、黒字:字・町名)
37390101	1	みなかみ町 藤原
37390001	2	みなかみ町 藤原
37390002	3	みなかみ町 藤原
36381915	4	みなかみ町 藤原
36391900	5	みなかみ町 藤原
36391901	6	みなかみ町 藤原
36391902	7	みなかみ町 藤原 片品村 戸倉
36391903	8	片品村 戸倉
36381815	9	みなかみ町 藤原
36391800	10	みなかみ町 藤原
36391801	11	みなかみ町 藤原
36391802	12	みなかみ町 藤原 片品村 戸倉
36391803	13	片品村 戸倉
36391804	14	片品村 戸倉
36391805	15	片品村 戸倉
36391806	16	片品村 戸倉
36381714	17	みなかみ町 藤原 湯檜曾
36381715	18	みなかみ町 藤原 湯檜曾
36391700	19	みなかみ町 藤原
36391701	20	みなかみ町 藤原
36391702	21	みなかみ町 藤原 片品村 戸倉
36391703	22	みなかみ町 藤原 片品村 戸倉
36391704	23	片品村 戸倉
36391705	24	片品村 戸倉
36391706	25	片品村 戸倉
36381613	26	みなかみ町 相俣
36381614	27	みなかみ町 相俣 湯檜曾 谷川
36381615	28	みなかみ町 幸知 谷川 網子 藤原 湯檜曾
36391600	29	みなかみ町 栗沢 網子 藤原 向山 夜後 吉本
36391601	30	みなかみ町 藤原
36391602	31	みなかみ町 藤原 片品村 花咲 土出 川場村 川場湯原
36391603	32	みなかみ町 藤原 片品村 戸倉 土出 花咲 越本 東小川
36391604	33	片品村 東小川 戸倉
36391605	34	片品村 東小川 戸倉
36391606	35	片品村 東小川
36381511	36	中之条町 四万 入山
36381512	37	みなかみ町 永井 中之条町 四万
36381513	38	みなかみ町 相俣 永井 吹路 猿ヶ京温泉
36381514	39	みなかみ町 相俣 猿ヶ京温泉 阿能川 川上 谷川 湯原
36381515	40	みなかみ町 阿能川 大穴 小日向 鹿野沢 川上 幸知 小仁田 高日向 谷川 奈女沢 湯原 吉本
36391500	41	沼田市 上発知町 佐山町 みなかみ町 小日向 鹿野沢 上牧 奈女沢 藤原 向山 吉本
36391501	42	みなかみ町 藤原 沼田市 上発知町 川場村 川場湯原
36391502	43	片品村 花咲 針山 川場村 川場湯原
36391503	44	片品村 鎌田 越本 御座入 下平 須賀川 菅沼 摺淵 箕地 花咲 東小川
36391504	45	片品村 東小川 箕地 下平 沼田市 利根町平川
36391505	46	片品村 東小川 沼田市 利根町平川
36391506	47	片品村 東小川
36381408	48	中之条町 入山
36381409	49	中之条町 入山
36381410	50	中之条町 入山
36381411	51	中之条町 四万 入山
36381412	52	中之条町 四万 みなかみ町 永井
36381413	53	中之条町 四万 みなかみ町 相俣 猿ヶ京温泉 須川 永井 東峰 吹路
36381414	54	みなかみ町 相俣 阿能川 新巻 小川 小仁田 猿ヶ京温泉 須川 寺間 湯宿温泉 湯原
36381415	55	みなかみ町 新巻 石倉 小川 上牧 小仁田 下牧 高日向 月夜野 寺間 奈女沢 羽場
36391400	56	沼田市 上発知町 中発知町 みなかみ町 上牧 大沼 後閑 下牧 師
36391401	57	川場村 門前 谷地 天神 川場湯原 沼田市 上発知町
36391402	58	川場村 川場湯原 太田川 小田川 片品村 花咲 沼田市 利根町高戸谷 白沢町高平
36391403	59	沼田市 利根町大堀 利根町千鳥 利根町平川 利根町追貝 利根町高戸谷 川場村 川場湯原 片品村 御座入 下平 摺淵 幡谷 花咲
36391404	60	沼田市 利根町追貝 利根町平川 片品村 下平
36391405	61	沼田市 利根町平川
36391406	62	沼田市 利根町平川
36381308	63	嬭恋村 千俣 草津町 草津 中之条町 入山
36381309	64	中之条町 入山
36381310	65	中之条町 入山
36381311	66	中之条町 上沢渡 四万 入山
36381312	67	中之条町 上沢渡 四万
36381313	68	中之条町 岩本 四万 大道 柳窪 みなかみ町 入須川 永井 西峰須川 東峰
36381314	69	中之条町 柳窪 高山村 尻高 中山 みなかみ町 新巻 入須川 須川 西峰須川 東峰 布施 師田 湯宿温泉
36381315	70	沼田市 上川田町 高山村 中山 みなかみ町 新巻 上津 後閑 下津 下牧 月夜野 羽場 眞庭 師田
36391300	71	沼田市 石碓町 井土上町 宇賀井町 大釜町 岡谷町 恩田町 上川田町 桜町 佐山町 下沼田町 下発知町 白岩町 硯田町 善住寺町 高橋場町 戸神町 奈良町 原町 原町 発知新田町 堀廻町 町田町 柳町 みなかみ町 後閑 下津 眞庭 政所 師田
36391301	72	沼田市 秋塚町 岡谷 上久屋町 上原町 上発知町 桜町 下久屋町 奈良町 横塚町 久屋原町 白沢町上古語父 白沢町下古語父 白沢町高平 白沢町平出 利根町多那 川場村 小田川 立岩 茨神 中野 生品 萩室 門前 谷地 昭和村 生越 眞野瀬
36391302	73	沼田市 白沢町岩室 白沢町尾合 白沢町上古語父 白沢町下古語父 白沢町高平 白沢町生枝 白沢町平出 利根町穴原 利根町大原 利根町園原 利根町高戸谷 利根町多那 川場村 太田川 小田川 中野 萩室
36391303	74	沼田市 利根町穴原 利根町老神 利根町大原 利根町大堀 利根町追貝 利根町園原 利根町高戸谷 利根町根利
36391304	75	沼田市 利根町追貝 利根町根利
36391305	76	沼田市 利根町追貝 利根町根利 利根町平川
36381207	77	嬭恋村 千俣
36381208	78	嬭恋村 今井 千俣 草津町 草津
36381209	79	草津町 草津 前口 中之条町 入山 小雨
36381210	80	中之条町 上沢渡 入山 小雨 生須 赤岩草津町 草津
36381211	81	中之条町 上沢渡 山田 入山
36381212	82	中之条町 上沢渡 下沢渡 四万 折田 山田 五反田
36381213	83	中之条町 赤坂 幡川 伊勢町 岩本 大塚 五反田 平 大道 柳窪 西中之条 横尾
36381214	84	中之条町 大塚 柳窪 平 高山村 中山

1.2.8-② 各 5km メッシュの市町村対応表(その2)

5kmメッシュ番号	砂防課システムメッシュ番号	市町村名(赤字:市町村名、黒字:字・町名)
36381215	85	沼田市 今井町 上川田町 下川田町 みなかみ町 下津 高山村 中山
36391200	86	沼田市 岩本町 薄根町 鍛冶町 上川田町 上沼須町 上之町 上原町 材木町 清水町 下川田町 下之町 新町 磯田町 戸鹿野町 中町 西倉内町 西原新町 沼須町 榛名町 鳥崎町 真倉内町 東原新町 坊新田町 屋形原町 栄町 昭和村 糸井 川額 篠久保 森下
36391201	87	沼田市 利根町多那 昭和村 赤城原 糸井 生越 貝野瀬 篠久保 森下
36391202	88	沼田市 白沢町岩釜 白沢町尾合 利根町青木 利根町穴原 利根町石戸新田 利根町砂川 利根町園原 利根町多那 利根町二本松 利根町根利 利根町日影南郷 利根町日向南郷 利根町鶴巻 昭和村 赤城原 糸井 貝野瀬
36391203	89	沼田市 利根町穴原 利根町椿平 利根町小松 利根町根利 利根町日影南郷 利根町日向南郷
36391204	90	沼田市 利根町追貝 利根町根利 みどり市 東町小中
36391205	91	沼田市 利根町根利 みどり市 東町小中 東町沢入
36391206	92	みどり市 東町沢入
36391207	93	みどり市 東町沢入
36381106	94	榛恋村 千俣
36381107	95	榛恋村 千俣
36381108	96	榛恋村 今井 門貝 千俣 三原 草津町 前口
36381109	97	長野原町 大津 羽根尾 榛恋村 今井 草津町 前口 中之条町 赤岩 太子 小雨 日影
36381110	98	中之条町 上沢渡 赤岩 入山 生須 白影 東吾妻 松谷 長野原町 川原畑 長野原 林
36381111	99	中之条町 上沢渡 山田 長野原町 川原畑 川原湯 東吾妻町 岩下 三島
36381112	100	中之条町 折田 山田 東吾妻町 岩下 川戸 郷原 原町 松谷 三島 矢倉
36381113	101	中之条町 青山 伊勢町 市城 折田 平 西中之条 横尾 東吾妻町 泉沢 岩井 榑栗 金井 川戸 小泉 原町
36381114	102	渋川市 小野子 村上 中之条町 青山 市城 大塚 平 高山村 尻高 中山 東吾妻町 新巻 奥田 五町田
36381115	103	沼田市 下川田町 屋形原町 渋川市 小野子 中郷 横尾 高山村 中山
36391100	104	沼田市 岩本町 屋形原町 渋川市 赤城町榑下 赤城町榑久田 赤城町長井小川田 上白井 中郷 昭和村 川額
36391101	105	渋川市 赤城町北赤城山 赤城町榑下 赤城町長井小川田 赤城町深山 昭和村 赤城原 川額 森下
36391102	106	沼田市 利根町砂川 利根町根利 渋川市 赤城町北赤城山 赤城町南赤城山 前橋市 富士見町赤城山 昭和村 赤城原
36391103	107	桐生市 黒保根町上田沢 黒保根町下田沢 沼田市 利根町根利 前橋市 富士見町赤城山
36391104	108	桐生市 黒保根町上田沢 黒保根町下田沢 沼田市 利根町根利 みどり市 東町小中 東町花輪
36391105	109	桐生市 黒保根町上田沢 みどり市 東町草木 東町神戸 東町小中 東町沢入 東町花輪
36391106	110	桐生市 梅田町 みどり市 東町草木 東町産間 東町沢入
36391107	111	桐生市 梅田町 みどり市 東町草木 東町沢入
36381006	112	榛恋村 田代 千俣
36381007	113	榛恋村 大笹 田代 千俣
36381008	114	長野原町 応桑 榛恋村 声生田 今井 大笹 大前 門貝 鎌原 西窪 千俣 三原
36381009	115	長野原町 応桑 羽根尾 古森 与喜屋 北軽井沢 榛恋村 今井 袋倉
36381010	116	長野原町 応桑 川原湯 長野原 林 与喜屋 横壁 東吾妻町 大柏木 須賀尾
36381011	117	長野原町 川原湯 東吾妻町 須賀尾 三島 本宿
36381012	118	東吾妻町 厚田 大柏木 大戸 川戸 郷原 三島 本宿 矢倉
36381013	119	東吾妻町 新巻 泉沢 榑栗 大戸 奥田 金井 川戸 小泉
36381014	120	渋川市 祖母島 金井 川島 伊香保町伊香保 伊香保町湯中子 村上 東吾妻町 新巻 岡崎 奥田 五町田 箱島
36381015	121	渋川市 渋川入沢 渋川御座 渋川元町 阿久津 祖母島 金井 川島 南牧 小野子 北牧 中郷 吹屋 横尾 東吾妻町 岡崎
36391000	122	渋川市 渋川東町 渋川坂下町 阿久津 赤城町榑保沢 赤城町三原田 赤城町北赤城山 赤城町北上野 赤城町敷島 赤城町滝沢 赤城町榑 赤城町津久田 赤城町清呂木 赤城町見立 赤城町南赤城山 赤城町三原田 赤木町富田 赤木町持柏木 上白井 白井 中郷 吹屋 北橋町上南室 北橋町小室 北橋町八崎
36391001	123	渋川市 赤城町北赤城山 赤城町榑 赤城町榑路木 赤城町南赤城山 赤城町持柏木 北橋町赤城山 北橋町上南室 北橋町上箱田 前橋市 富士見町赤城山
36391002	124	前橋市 柏倉町 粕川町中之沢 苗ヶ島町 三夜沢町 富士見町赤城山 渋川市 赤城町北赤城山 赤城町南赤城山
36391003	125	前橋市 粕川町中之沢 富士見町赤城山 桐生市 黒保根町下田沢 黒保根町宿廻 新里町赤城山
36391004	126	桐生市 黒保根町上田沢 黒保根町下田沢 黒保根町水沼 黒保根町八木原 みどり市 東町萩原 東町小夜戸 東町花輪 大間々町浅原
36391005	127	桐生市 梅田町 黒保根町上田沢 みどり市 東町神戸 東町小中 東町産間 東町小夜戸 東町花輪 大間々町浅原 大間々町小平
36391006	128	桐生市 梅田町 みどり市 東町草木 東町産間
36391007	129	桐生市 梅田町
36380906	130	榛恋村 田代
36380907	131	榛恋村 大笹 鎌原 田代
36380908	132	榛恋村 大笹 大前 鎌原
36380909	133	長野原町 応桑 北軽井沢 榛恋村 鎌原
36380910	134	高崎市 倉瀬町川浦 長野原町 応桑 北軽井沢 東吾妻町 須賀尾 本宿
36380911	135	高崎市 倉瀬町川浦 東吾妻町 本宿
36380912	136	高崎市 倉瀬町川浦 倉瀬町榑田 東吾妻町 大戸 萩生 本宿
36380913	137	高崎市 倉瀬町榑田 箕郷町中野 下室田町 榛名山町 榛名湖町 東吾妻町 大戸 奥田 小泉 五町田 萩生
36380914	138	高崎市 箕郷町中野 箕郷町松之沢 榛名山町 榛名湖町 渋川市 渋川明保野 伊香保町伊香保 伊香保町水沢 伊香保町湯中子 榛東村 新井 上野原 広馬場 吉岡町 上野田 東吾妻町 五町田
36380915	139	渋川市 渋川明保野 渋川東町 渋川裏倉 渋川上郷 渋川上ノ町 渋川川原町 渋川坂下町 渋川下ノ町 渋川新町 渋川原巴町 渋川長塚町 渋川中之町 渋川井木町 渋川藤ノ木町 渋川本町 渋川御影 渋川南町 渋川元町 渋川客屋町 有馬 行幸田 伊香保町水沢 榛東村 上野原 長岡 山子田 吉岡町 小倉 上野田 下野田
36390900	140	前橋市 田口町 富士見町市之木場 富士見町漆澤 富士見町米野 富士見町田島 富士見町引田 富士見町山口 富士見町榑屋 渋川市 渋川東町 渋川大崎 渋川下郷 中村 半田 八木原 赤城町榑 赤城町持柏木 北橋町上南室 北橋町上箱田 北橋町小室 北橋町下箱田 北橋町下南室 北橋町箱田 北橋町分郷八崎 北橋町真壁 吉岡町 漆原 下野田
36390901	141	前橋市 金丸町 小坂子町 榑町 富士見町赤城山 富士見町石井 富士見町市之木場 富士見町漆澤 富士見町小沢 富士見町小暮 富士見町田島 富士見町皆沢 富士見町山口 渋川市 北橋町上箱田
36390902	142	前橋市 金丸町 小坂子町 市之関町 滝窪町 苗ヶ島町 鼻毛石町 東金丸町 三夜沢町 富士見町赤城山
36390903	143	前橋市 粕川町中之沢 粕川町室沢 苗ヶ島町 桐生市 黒保根町宿廻 新里町赤城山 新里町板榑 新里町大久保 新里町奥沢 新里町開 新里町高泉 みどり市 大間々町上神梅 大間々町下上榑
36390904	144	桐生市 川内町 黒保根町下田沢 黒保根町宿廻 黒保根町水沼 黒保根町八木原 新里町奥沢 みどり市 大間々町浅原 大間々町小平 大間々町上神梅 大間々町榑原 大間々町塩尻 大間々町塩原 大間々町下上榑 大間々町高津戸 大間々町長尾根
36390905	145	桐生市 梅田町 川内町 みどり市 大間々町浅原 大間々町小平
36390906	146	桐生市 梅田町 菱町
36390907	147	桐生市 梅田町
36380806	148	榛恋村 田代
36380807	149	榛恋村 鎌原 田代
36380808	150	榛恋村 鎌原
36380809	151	長野原町 北軽井沢 榛恋村 鎌原
36380810	152	高崎市 倉瀬町川浦 安中市 松井田町上増田 松井田町坂本 長野原町 北軽井沢
36380811	153	高崎市 倉瀬町川浦 倉瀬町岩倉 安中市 松井田町上増田 松井田町坂本
36380812	154	高崎市 倉瀬町川浦 倉瀬町榑田 倉瀬町三ノ倉 倉瀬町水沼 安中市 松井田町上増田
36380813	155	高崎市 倉瀬町榑田 倉瀬町三ノ倉 箕郷町中野 上室田町 下室田町 中室田町 榛名山町 榛名湖町
36380814	156	高崎市 箕郷町金敷平 箕郷町善地 箕郷町富岡 箕郷町中野 箕郷町西明屋 箕郷町松之沢 箕郷町矢原 下室田町 十文字町 中室田町 宮沢町 榛東村 新井 広馬場
36380815	157	高崎市 足門町 金古町 箕郷町生原 箕郷町柏木沢 箕郷町金敷平 箕郷町西明屋 箕郷町東明屋 箕郷町矢原 榛東村 新井 長岡 広馬場 山子田 吉岡町 北下 陣馬 南下
36390800	158	前橋市 青梨子町 青柳町 荒牧町 池端町 岩上町 住吉町 上青梨子町 川原町 川端町 清野町 敷島町 上小出町 下小出町 昭和町 関根町 総社町 高井町 田口町 南橋町 日輪寺町 緑が丘町 富士見町原之郷 富士見町榑屋 吉岡町 漆原 大久保 北下 下野田 南下 高崎市 西園分町 引間町 冷水町
36390801	159	前橋市 青柳町 萩窪町 勝沢町 上泉町 上沖町 上細井町 亀泉町 北代田町 幸塚町 小坂子町 小神明町 五代町 下細井町 高花台 鳥取町 端氣町 日吉町 三俣町 榑町 龍蔵寺町 若宮町 下沖町 富士見町小沢 富士見町小暮 富士見町時沢 富士見町原之郷

1.2.8-③ 各 5km メッシュの市町村対応表(その3)

5kmメッシュ番号	砂防課システムメッシュ番号	市町村名(赤字:市町村名、黒字:字・町名)
36390802	160	前橋市 泉沢町 江木町 荻窪町 亀泉町 堤町 富田町 神沢の森 市之間町 大胡町 大前田町 柏倉町 柏川町新谷 柏川町込皆戸 上大屋町 河原浜町 苗ヶ島町 鼻毛石町 樋越町 堀越町 茂木町 横沢町
36390803	161	前橋市 柏川町新屋 柏川町福里 柏川町女洲 柏川町上東田 柏川町下東田 柏川町藤 柏川町月田 柏川町中 柏川町西田 柏川町一日市 柏川町深津 柏川町前皆戸 柏川町室沢 苗ヶ島町 馬場町 桐生市 新里町板橋 新里町大久保 新里町奥沢 新里町小林 新里町間 新里町武井 新里町鶴ヶ谷 新里町新川 新里町野 新里町山上 伊勢崎 市 香林町 西野町
36390804	162	桐生市 相生町 川内町 新里町奥沢 新里町鶴ヶ谷 新里町新川 伊勢崎市 香林町 みどり市 大間々町大間々 大間々町桐原 大間々町高津戸 大間々町長尾根 笠懸町阿左美 笠懸町西産田 笠懸町鹿
36390805	163	桐生市 相生町 旭町 東町 泉町 稲荷町 梅田町 永楽町 織坂町 川内町 川岸町 清瀬町 小曾根町 末広町 高砂町 堤町 天神町 巴町 仲町 錦町 西久保町 浜松町 東 東久方町 平井町 本町 美原町 宮前町 宮本町 本宿町 横山町 菱町
36390806	164	桐生市 梅田町 菱町
36380707	165	碓氷村 鎌原
36380708	166	碓氷村 鎌原
36380710	167	安中市 松井田町坂本 松井田町峠
36380711	168	安中市 松井田町上増田 松井田町五科 松井田町坂本 松井田町原 松井田町土壙 松井田町横川
36380712	169	高崎市 倉瀬町水沼 上里見町 安中市 上後閑 西上秋閑 松井田町新井 松井田町上増田 松井田町下増田 松井田町土壙
36380713	170	高崎市 倉瀬町三之倉 上室田町 下室田町 中室田町 安中市 上後閑 下後閑 中後閑 西上秋閑 東上秋閑 秋間みのりが丘
36380714	171	高崎市 下大島町 町屋町 若田町 箕郷町白川 箕郷町富岡 上大島町 上里見町 神戸町 下里見町 下室田町 白岩町 十文字町 高浜町 中里見町 本郷町 三ツ子沢町 宮沢 町 安中市 安中 坂島 下秋閑
36380715	172	高崎市 大八木町 沖町 金井淵町 上小島町 上小増町 菊池町 北新波町 行力町 剣崎町 下大島町 下小島町 下小増町 筑前町 間屋町 浜川町 町屋町 緑町 新南波町 家間町 我峰町 足門町 井出町 中泉町 中里町 福島町 飯沼町 箕郷町生原 箕郷町上芝 箕郷町下芝 箕郷町白川 箕郷町富岡 箕郷町西明星 箕郷町和田山 三ツ子町 棟 喜町 本郷町
36390700	173	前橋市 朝日が丘町 石倉町 江田町 大寺町 大和橋町 大友町 大渡町 上新田町 川曲町 小相木町 虹雲町 後家町 下石倉町 下新田町 新前橋町 総社町 稲荷新田町 鳥 羽町 間屋町 稲田町 光が丘町 古市町 前橋町南町 元総社町 善美町 高崎市 井野町 大沢町 大八木町 貝沢町 京目町 小八木町 鳥野町 正観寺町 新保田中町 新 保町 間屋町 中屋町 近原町 日高町 緑町 東具沢町 後正間町 菅谷町 塚田町 福谷台町 引間町 横高町
36390701	174	前橋市 朝日町 朝倉町 天川大島町 天川町 天川原町 石岡町 女屋町 表町 上泉町 上大島町 上佐島町 上新田町 上長瀬町 亀里町 公田町 後閑町 山王町 下大島町 下佐島町 下新田町 下長瀬町 城東町 千代田町 西片貝町 西善町 ぬで島町 野中町 東上野町 東片貝町 東善町 広瀬町 文京町 堀之下町 本町 三河町 三俣町 南町 六 供町 高崎市 萩原町
36390702	175	前橋市 新井町 荒口町 荒子町 飯土井町 泉沢町 今井町 箕井町 江木町 上増田町 小島田町 駒形町 小屋原町 下大屋町 下増田町 富田町 西大室町 二宮町 東大室町 鶴が谷町 伊勢崎市 波志江町 下船町
36390703	176	前橋市 西大室町 東大室町 柏川町深津 桐生市 新里町野 伊勢崎市 三和町 波志江町 本間町 赤堀今井町 赤堀鹿島町 磯町 市場町 上田町 国定町 香林町 五日牛町 下船町 田部井町 西小保方町 西久保町 西野町 野町 堀下町 曲沢町
36390704	177	伊勢崎市 飯島町 間野谷町 赤堀鹿島町 国定町 香林町 五日牛町 下船町 田部井町 西野町 堀下町 曲沢町 太田市 大久保町 大原町 藪塚町 山之神町 みどり市 笠懸 町阿左美 笠懸町久室 笠懸町西産田 笠懸町鹿
36390705	178	桐生市 小梅町 琴平町 境野町 新宿 広沢町 菱町 太田市 菅塩町 吉沢町 北金井町 西長岡町 藪塚町 山之上町 みどり市 笠懸町阿左美
36390706	179	太田市 原宿町 吉沢町
36380610	180	安中市 松井田町入山 松井田町北野牧 松井田町坂本 松井田町西野牧 下仁田町 西野牧
36380611	181	安中市 松井田町入山 松井田町北野牧 松井田町五科 松井田町坂本 松井田町原 松井田町土壙 松井田町横川
36380612	182	高崎市 妙義町大牛 妙義町北山 妙義町岳 妙義町妙義 妙義町諸戸 安中市 中後閑 松井田町新井 松井田町行田 松井田町上増田 松井田町国街 松井田町五科 松井田町 下増田 松井田町高梨子 松井田町新堀 松井田町二軒在家 松井田町土壙 松井田町松井田 松井田町八城
36380613	183	安中市 安中 磯部 小俣 上後閑 高別当 郷原 笠宮 下秋閑 下磯部 下後閑 中後閑 西上磯部 原市 東上磯部 古屋 磯 築瀬 松井田町小日向 松井田町人見
36380614	184	高崎市 鼻高町 八幡町 若田町 富岡市 桑原 藤木 安中市 安中 坂島 岩井 大竹 大谷 上間仁田 笠宮 下秋閑 下間仁田 中宿 野殿
36380615	185	高崎市 相生町 赤坂町 飯塚町 石原町 舘地町 歌川町 大橋町 片岡町 喜多町 上豊岡町 上並根町 上和田町 北久保町 剣崎町 柳町 下豊岡町 下和田町 昭和町 新結 屋 住吉町 塚代町 高松町 竜見町 台町 寺尾町 常盤町 中相屋町 中豊岡町 並根町 成田町 東附町 鼻高町 聖石町 藤塚町 宮元町 本町 八千代町 柳川町 八幡町 四 ッ宮町 富合町 若松町 吉井町上奥平 富岡市 桑原 安中市 坂島 岩井 大谷
36390600	186	高崎市 旭町 東町 飯玉町 飯塚町 福荷町 岩押町 江木町 大沢町 貝沢町 上大郷町 上佐野町 上中居町 北双葉町 京目町 倉賀野町 栗崎町 柴町 佐野窪町 新後閑町 柴崎町 鳥野町 下大郷町 下佐野町 下中居町 下之城町 下和田町 宿大郷町 新保町 高岡町 台新田町 寺尾町 天神町 中居町 中大郷町 西島町 西横手町 日光町 萩原 町 東中居町 双葉町 南大郷町 宮原町 元島名町 八島町 矢島町 矢中居町 鎌貫町 和田多中居町 芝塚町 東具沢町
36390601	187	前橋市 亀里町 公田町 下河内町 下川町 下佐島町 鶴光路町 徳丸町 中内町 新堀町 西善町 東善町 鹿丸町 宮地町 横手町 力丸町 高崎市 上滝町 鳥野町 下高田町 下達町 宿横手町 中島町 西横手町 萩原町 八幡原町 鎌貫町 玉村町 飯塚町 坂井上飯島 上新田 上之上 上福島 香田 下新田 樋越 福島 藤川 与六分
36390602	188	前橋市 駒形町 小屋原町 下増田町 二之宮町 東善町 伊勢崎市 阿弥大寺町 安塚町 稲荷町 乾町 今泉町 太田町 上泉町 喜多町 曲輪町 三光町 山王町 柴町 末広町 田中島町 田中町 堤西町 連取町 中町 西上之宮町 藪塚町 波志江町 東上之宮町 本町 宮子町 宮古町 若葉町 茂呂町 新柴町 ひろせ町 連取本町 連取元町 玉村町 飯 塚 下之宮 南玉 筑石 樋越
36390603	189	伊勢崎市 今泉町 大手町 鹿島町 柏川町 上榎木本町 上諏訪町 華蔵寺町 寿町 三和町 下榎木町 昭和町 中央町 堤下町 豊城町 西田町 波志江町 東本町 日乃出町 平和町 本間町本町 緑町 宮前町 宗高町 八坂町 柳原町 八幡町 茂呂町 北千木町 ひろせ町 南千木町 美茂呂町 茂呂南町 東町 小泉町 堤伊与久 境上湖名 境下湖名 田部井町 西小保方町 八寸町 東小保方町 三室町
36390604	190	伊勢崎市 小泉町 境上湖名 境下湖名 境東新井 田部井町 東小保方町 平井町 太田市 大原町 新田町 野井町 新田町野倉町 新田大根町 新田大根町 新田大根町 新田金井町 新田嘉徳町 新田上江田町 新田上中町 新田上中町 新田榎右衛門町 新田反町町 新田多村新田町 新田溜池町 新田萩町 新田花香塚町 新田早川町 新田瑞 木町 新田村田町 山之神町 六千石町
36390605	191	太田市 金山町 新道町 八幡町 本町 藤原久町 大島町 新野町 石橋町 寺井町 天良町 成塚町 鶴生田町 長手町 菅塩町 鳥山上町 鳥山下町 鳥山中町 鳥山町 別所町 陸屋町 丸山町 緑町 吉沢町 大鷲町 上強戸町 北金井町 強戸町 西長岡町 城西町 新田町野倉町 新田小金井町 新田小金町 新田天良町 新田村田町 藪塚町 山之神町 倉合町 六千石
36390606	192	太田市 金山町 熊野町 東新町 矢場新町 清原町 上小林町 東金井町 東長岡町 安良岡町 榎木野町 台之郷町 長手町 蘆川町 矢場町 富若町 東今泉町 市場町 高瀬町 只上町 原宿町 丸山町 緑町 矢田堀町 吉沢町
36380509	193	下仁田町 西野牧 南野牧
36380510	194	安中市 松井田町西野牧 下仁田町 西野牧 南野牧
36380511	195	富岡市 妙義町菅原 妙義町諸戸 安中市 松井田町五科 松井田町西野牧 下仁田町 西野牧 上小坂 中小坂 西野牧 東野牧 本宿
36380512	196	富岡市 蛟沼 上丹生 下丹生 中沢 南蛇井 原 妙義町北山 妙義町菅原 妙義町北山 妙義町菅原 妙義町岳 妙義町中里 妙義町中里 妙義町古立 妙義町諸戸 妙義町八木連 安中市 松井田町二軒在家 松井田町人見 下仁田町 上小坂 宇中小坂
36380513	197	富岡市 一ノ宮 宇田 上黒岩 上高瀬 上丹生 神成 黒川 下黒岩 下丹生 田島 中高瀬 七日市 宮崎 妙義町上高田 妙義町下高田 安中市 上磯部 上間仁田 笠宮 中野谷 西上磯部 松井田町人見
36380514	198	富岡市 相野田 上高尾 若川 黒川 桑原 小桑原 後賀 下黒岩 下高尾 下高瀬 白岩 曾木 内匠 田藤 富岡 中高瀬 藤木 別保 星田 藤 安中市 上間仁田 高崎市 吉井 町坂口 甘楽町 小川 金井 白倉 遠石 庭谷 福島
36380515	199	高崎市 寺尾町 吉井町池 吉井町石神 吉井町岩崎 吉井町片山 吉井町上奥平 吉井町小柳 吉井町坂口 吉井町堀川 吉井町下奥平 吉井町下長根 吉井町高 吉井町中島 吉 井町長根 吉井町本郷 吉井町馬庭 吉井町矢田 吉井町吉井 吉井町南陽台 吉井町吉井川 甘楽町 天引 金井 遠石
36390500	200	高崎市 阿久津町 本郷町 倉賀野町 下佐野町 城山町 寺尾町 根小屋町 山名町 吉井町岩井 吉井町小車 吉井町黒熊 吉井町小暮 吉井町馬庭 吉井町深沢 藤岡市 上落 合 上栗須 篠塚 下大塚 白石 中 中大塚 中栗須 藤岡 三ツ木 本郷堂 藤新田
36390501	201	高崎市 阿久津町 岩鼻町 台新田町 八幡原町 総貫町 新町 藤岡市 岡之郷 上戸塚 下栗須 下戸塚 立石 立石新田 中 中栗須 中島 藤岡 藤 藤新田 玉村町 宇貫 上 之手 上茂木 後藤 下茂木 角洲 八幡原
36390502	202	伊勢崎市 今井町 山王町 柴町 富塚町 戸谷塚町 中町 福島町 藤岡町 八斗島町 除ヶケ町 下道寺町 玉村町 飯倉 上茂木 川井 小泉 五科 下之宮 下茂木 角洲 南玉 箱 石
36390503	203	伊勢崎市 飯島町 上蓮町 下道寺町 泉沢町 国領町 山王町 下蓮町 大正寺町 富塚町 長沼町 見見塚町 八斗島町 除ヶケ町 茂呂町 羽黒町 北千木町 ひろせ町 南千木町 美茂呂町 茂呂南町 境 境伊与久 境小此木 境上武士 境上矢島 境木島 境島村 境下武士 境下湖名 境百々 境中島 境萩原 境平塚 境保原
36390504	204	伊勢崎市 境 境東 境女塚 境上矢島 境栄 境下湖名 境新栄 境百々 境百々東 境中島 境西今井 境平塚 境三ツ木 境美原 境米岡 太田市 泉町 上田島町 下田島町 阿 久津町 安養寺町 出塚町 大館町 柏川町 亀岡町 小角田町 世良田町 徳川町 新田赤坂町 新田上江田町 新田上中町 新田木崎町 新田下江田町 新田下中町 新田反 町町 新田高尾町 新田中江田町 新田花香塚町 新田早川町
36390505	205	太田市 新井町 庄屋町 新道町 宝町 西新町 西本町 八幡町 浜町 本町 藤原久町 藤久良町 半沢町 高林北町 高林南町 高林西町 高林東町 高林南町 富沢町 福沢町 岩瀬川町 下浜田町 細谷町 大島町 西矢島町 米沢町 別所町 由良町 沖野町 上田島町 下田島町 中根町 西野谷町 岩松町 押切町 尾島町 亀岡町 すずか小町 太子町 新田小金井町 新田村田町 備前高島町 堀口町
36390506	206	太田市 飯田町 飯塚町 小舞木町 新島町 東本町 朝日町 内ヶ島町 下小林町 東別所町 石原町 東長岡町 末広町 東矢島町 古戸町 南矢島町 茂木町 矢場町 龍舞町 沖 之郷町 八里笠町 八八町 大泉町 上小泉 坂田 古水 寄木平 住吉 朝日 城之内 中央 西小泉 東小泉 いずみ 北小泉 坂田 高梁町 石打 篠塚 藤川
36390507	207	太田市 沖之郷町 館林市 日向町 成島町 色染町 秋妻 石打 鶴 鶴新田 光善寺 篠塚 新中野 中野 藤川 明野
36390508	208	館林市 朝日町 大街道 新栄町 代官町 台宿町 広内町 松沼町 西高根町 木戸町 大島町 日向町 上早川田町 下早川田町 傍秀塚町 高根町 坂下町 瀬戸谷町 当郷町 東広内町 細内町 若宮町 足次町 大新田町 岡野町 北成島町
36390509	209	館林市 大島町 田谷町 千塚町 坂倉町 大曲 西岡 西岡新田 除川
36390510	210	坂倉町 除川
36380409	211	下仁田町 南野牧 南牧村 星尾
36380410	212	下仁田町 東野牧 南野牧 南牧村 大塩沢 星尾 六車

1.2.8-④ 各 5km メッシュの市町村対応表(その4)

5kmメッシュ番号	砂防課システムメッシュ番号	市町村名(赤字:市町村名、黒字:字・町名)
36380411	213	下仁田町 風口 下小坂 下郷 中小坂 東野牧 南野牧 本宿 南牧村 大塩沢
36380412	214	富岡市 中沢 南蛇井 下仁田町 青倉 大桑原 風口 川井 栗山 下小坂 下仁田 中小坂 白山 馬山 吉崎
36380413	215	富岡市 岩袋 大島 岡本 神農原 上小林 上高瀬 神成 下高瀬 田島 中高瀬 野上 南後箇 下仁田町 馬山 甘楽町 秋畑 国峰
36380414	216	藤岡市 上日野 富岡市 岡本 下高瀬 内匠 田様 中高瀬 甘楽町 秋畑 天引 上野 小幡 国峰 白倉 普慶寺 轟 福島
36380415	217	藤岡市 金井 上日野 下日野 高崎市 吉井町大沢 吉井町塩 吉井町神保 吉井町多比良 吉井町高 吉井町多胡 吉井町長根 吉井町東谷 吉井町矢田 甘楽町 天引
36390400	218	藤岡市 鮎川 牛田 金井 上大塚 三本木 下日野 白石 神田 高山 中大塚 西平井 東平井 藤岡 保美 本郷 緑笠 矢場 浄法寺 高崎市 吉井町黒熊 吉井町多比良
36390401	219	藤岡市 牛田 上戸塚 川除 小林 根岸 藤岡 本郷
36390403	220	伊勢崎市 境島村
36390404	221	伊勢崎市 境島村 境平塚 太田市 阿久津町 大館町 徳川町 二ツ小屋町 前小屋町 前島町 武蔵島町
36390405	222	太田市 高林南町 古戸町 押切町 二ツ小屋町 堀口町 前小屋町 前島町 南ヶ丘町
36390406	223	太田市 古戸町 千代田町 赤岩 新福寺 福島 舞木 大泉町 古海 下小泉 仙石 吉田 寄木戸 日の出 朝日 富士 坂田 丘山 仙石 邑楽町 篠塚
36390407	224	館林市 入ヶ谷町 上三林町 下三林町 野辺町 大谷町 成島町 近藤町 苗木町 明和町 大輪 千代田町 赤岩 上中森 萱野 木崎 下中森 瀬戸井 鍋谷 昭和 邑楽町 赤堀 光善寺 篠塚 篠塚
36390408	225	館林市 朝日町 大街道 大手町 尾島町 加法師町 栄町 城町 新館 千代田町 つつじ町 仲町 西本町 富士見町 本町 松原 美園町 緑町 分福町 入ヶ谷町 下三林町 南美國町 赤生田町 赤生田本町 上赤生田町 花山町 羽附町 堀工町 当郷町 赤土町 大谷町 成島町 近藤町 青柳町 諏訪町 苗木町 東美園町 小桑原町 西美園町 富士原町 明和町 入ヶ谷 江口 大佐貫 大輪 上江黒 須賀 千津井 田島 中谷 新里 南大島 矢島
36390409	226	館林市 赤生田町 桶町 羽附旭町 羽附町 当郷町 四ツ谷町 板倉町 飯野 板倉 岩田 内蔵新田 海老瀬 大高嶋 大荷場 大曲 細谷 粗谷 大蔵 泉野 明和町 下江黒 千津井 斗合田
36390410	227	板倉町 海老瀬 下五箇 離 朝日野 泉野
36380309	228	南牧村 熊倉 星尾
36380310	229	南牧村 大塩沢 熊倉 砥沢 羽沢 星尾 六車
36380311	230	下仁田町 下郷 宮室 南牧村 磐戸 大塩沢 大仁田 大日向 小沢 千原 樽沢 六車
36380312	231	藤岡市 上日野 神流町 平原 下仁田町 青倉 大桑原 栗山 平原 馬山 吉崎 南牧村 磐戸 小沢
36380313	232	藤岡市 上日野 富岡市 野上 神流町 塩沢 下仁田町 栗山 馬山 甘楽町 秋畑
36380314	233	藤岡市 上日野 神流町 柏木 塩沢 生利 万場 甘楽町 秋畑
36380315	234	藤岡市 上日野 下日野 坂原 三波川
36390300	235	藤岡市 下日野 高山 保美 鬼石 坂原 三波川 浄法寺 保美濃山 譲原
36390301	236	藤岡市 鬼石 浄法寺
36390307	237	千代田町 瀬戸井 上五箇 上中森 下中森 明和町 大輪
36390308	238	明和町 江口 梅原 川俣 須賀 大佐貫
36390309	239	板倉町 飯野 大高嶋
36390310	240	板倉町 大高嶋 下五箇
36380209	241	南牧村 熊倉
36380210	242	上野村 楢原 南牧村 大仁田 砥沢
36380211	243	上野村 乙父 乙母 楢原 南牧村 大仁田 樽沢
36380212	244	藤岡市 上日野 上野村 乙父 乙母 新羽 神流町 尾附 神ヶ原 平原 下仁田町 青倉 平原 南牧村 樽沢
36380213	245	藤岡市 上日野 神流町 相原 青梨 神ヶ原 黒田 塩沢 船子 平原 魚尾
36380214	246	藤岡市 上日野 神流町 麻生 柏木 黒田 小平 塩沢 生利 船子 万場 森戸
36380215	247	藤岡市 坂原 保美濃山 神流町 麻生 柏木 生利
36390200	248	藤岡市 坂原 保美濃山 譲原
36390201	249	藤岡市 鬼石
36380110	250	上野村 楢原
36380111	251	上野村 乙父 楢原
36380112	252	上野村 乙父 乙母 勝山 川和 新羽 野栗沢 神流町 尾附 神ヶ原 平原
36380113	253	上野村 新羽 野栗沢 神流町 青梨 神ヶ原 平原 魚尾
36380114	254	神流町 青梨 小平 生利 森戸 魚尾
36380115	255	神流町 生利
36380010	256	上野村 楢原
36380011	257	上野村 乙父 楢原
36380012	258	上野村 乙父 野栗沢
36380013	259	上野村 野栗沢 神流町 神ヶ原
35381910	260	上野村 楢原
35381911	261	上野村 楢原

1.2.9. 群馬県における土砂災害警戒情報監視対象メッシュ

群馬県における土砂災害警戒情報は、平成19年6月から運用を開始しました。運用開始時は、群馬県全域を監視対象としていましたが、よりの確な情報提供と市町村の適切な警戒避難を実現するために、下記のように土砂災害警戒情報の必要のない箇所を監視対象から除外しています。

この基準変更により、県南東部の8市町（伊勢崎市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）については、市町の全域が監視対象外となったため、土砂災害警戒情報が発表されません。

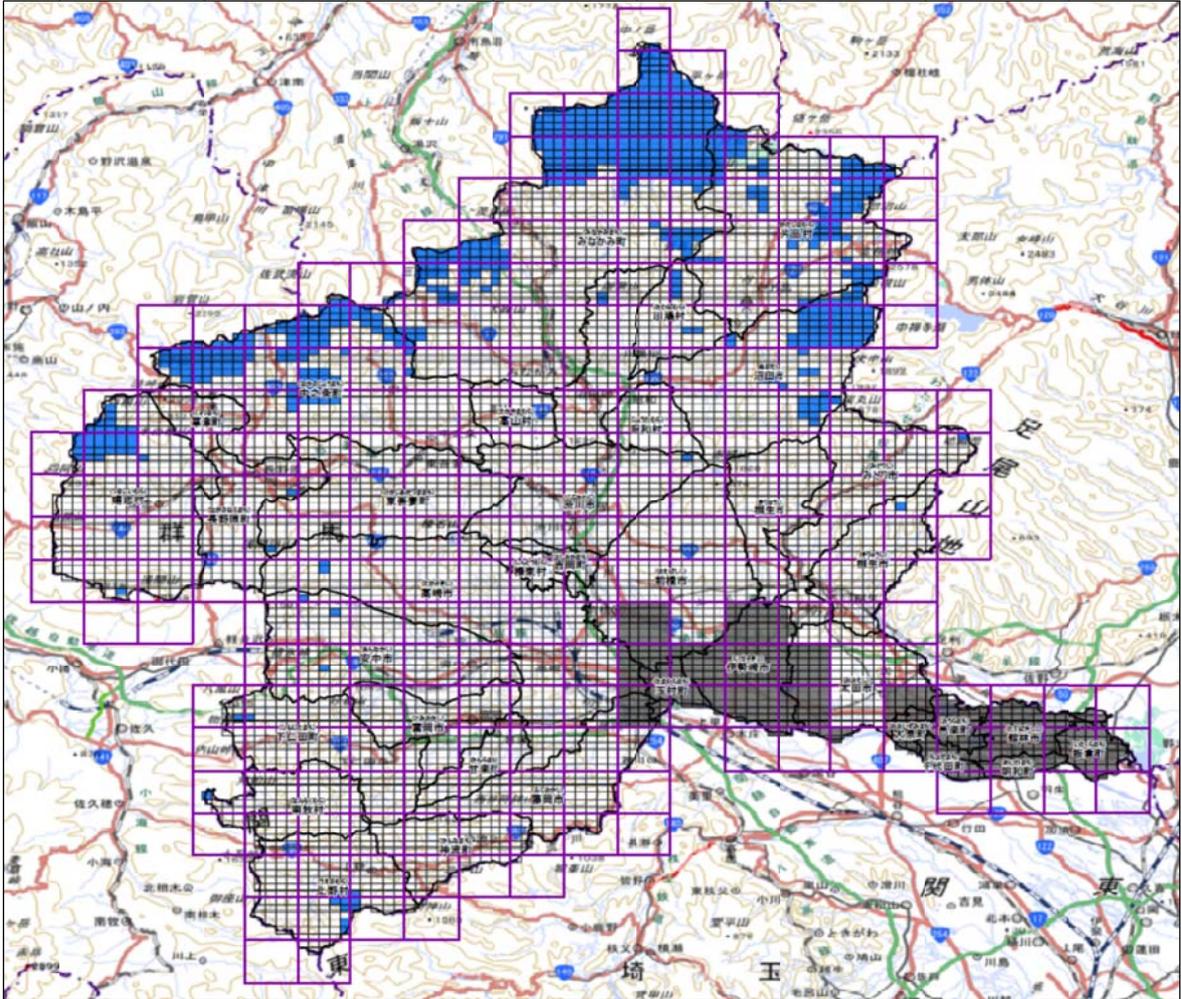
■群馬県土砂災害警戒情報の運用変更履歴

運用変更時期	変更概要
平成19年6月1日 (2007年)	土砂災害警戒情報の運用開始 ・ 県内全域を対象（除外メッシュの設定なし） 1kmメッシュ数：6,146メッシュ 5kmメッシュ数：261メッシュ
平成25年5月30日 (2013年)	県南東部の土砂災害のおそれのない平野部において除外メッシュ設定 ・ 土砂災害のおそれのない1kmメッシュ498個を市町村と協議のうえ、除外（次図の灰色メッシュ）
平成28年4月26日 (2016年)	山間部を中心に土砂災害のおそれのないメッシュを選定して除外メッシュを追加 ・ 「土砂災害のおそれのある個所」と「生活活動・経済活動」のいずれもない1kmメッシュ632個を市町村と協議のうえ、除外（次図の青色メッシュ）

■群馬県土砂災害警戒情報の監視対象メッシュ図

下図の灰色及び青色で着色している1 kmメッシュは、土砂災害警戒情報の監視対象から除外しているメッシュです。

全6,146の1 kmメッシュのうち1,130が監視対象から除外しています。



1.2.10. 「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」を用いたメッシュ位置の確認方法

「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」は、土砂災害発生の危険度が高まっているメッシュについて、土砂災害警戒区域等との位置関係を検索し、避難勧告等を発令地域を絞り込む等、市町村の土砂災害警戒避難体制整備を支援するため群馬県砂防課が整備し土砂災害警戒区域を抱える市町村等に提供しています。

■メッシュ位置の確認方法のイメージ

●「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HP

●「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」

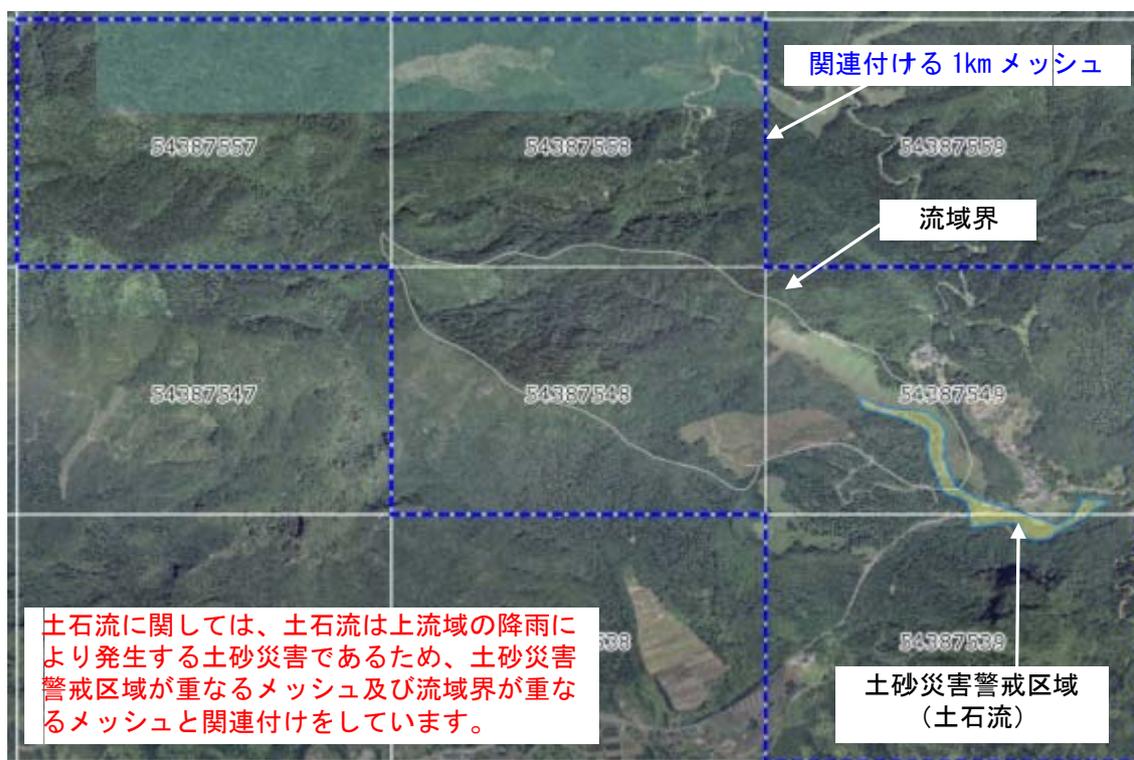
「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」は、1km メッシュと土砂災害警戒区域等とを予め関連付けて、その位置関係等を検索できる仕組みです。

各現象の土砂災害警戒区域等の特徴を踏まえ、1km メッシュとの関連付けを行っています。

急傾斜地の崩壊、地滑りに関しては、発生する場所が局所的であるため、1km メッシュに含まれる（若しくは接する）土砂災害警戒区域等を関連付けています。

土石流に関しては、上流域の降雨により発生する土砂災害ですので、土砂災害警戒区域と上流部の流域界を含む（若しくは接する）1km メッシュを関連付けています。

■1km メッシュと土砂災害警戒区域（土石流）との関連付け

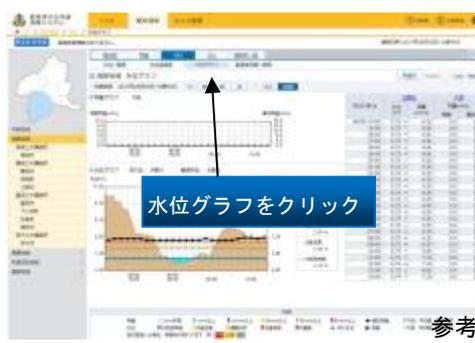


- 「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」は、平成28年5月に、土砂災害警戒区域を抱える市町村等に配布しています。データベースはDVDに収録し、運用マニュアルと共に、ファイルに綴じて配布しています。



操作方法等でご不明な点がございましたら、群馬県砂防課砂防情報係にお問合せ下さい。

1.2.13. 群馬県水位雨量情報の概要



参考：群馬県 HP

1.2.14. 簡易雨量計の作成方法

ペットボトルやカップ酒容器を利用した簡易雨量計でも、管理施設の屋外に設置することで警戒避難の判断材料にすることが出来ます。

① ペットボトルによる簡易雨量計

雨量計を作ってみよう！！

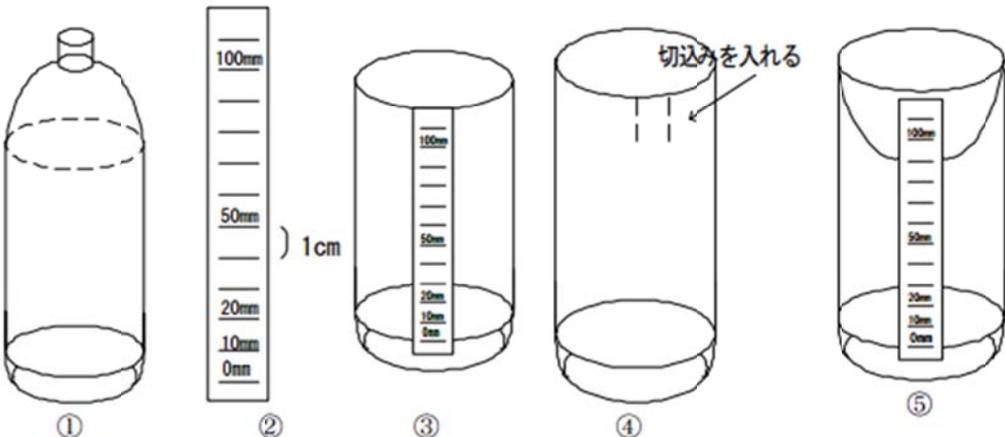
1. 雨量計を作ってみよう！
ペットボトルで雨量計を作ってみましょう。

<材料>
ペットボトル (1.5ℓの炭酸系のもがいい)、セロハンテープ、ビニールテープ

<道具>
はさみ(ペットボトル用が便利)、細書きの油性マジック、じょうぎ

<作り方>

- ① ペットボトルを点線の位置で切る (まっすぐになり始めるところ)
- ② セロハンテープに油性マジックを使って1cm づつ線をひき、0mm から10mm、20mm と10mm 間隔に数字を書く。
- ③ メモリを書いたテープを0mm の目盛りを下にしてペットボトルにはる。
- ④ たまった水を抜くためにはさみでペットボトルに切込みを入れる。
- ⑤ 切り取った頭の部分を逆さにつけビニールテープで固定して出来上がり！



① ② ③ ④ ⑤

出典：気象庁 HP

② カップ酒容器による簡易雨量計

**簡易雨量計を
作ってみよう**

最近よくあるケリラ豪雨は、天気予報や災害情報などでは予想が困難です。自分で簡易の雨量計を設置するなどし、自宅付近の状況に即した対応を心がけましょう。

■用意する物
 カップ酒の空きビン（寸胴の物）、サインペン、幅広のテープ、プラスチックの定規（なるべく薄くて空きビンの長さに合った物）等

■作り方
 ①カップの内側の底から、5ミリの位置にサインペンで印を付けます。
 ②カップの外側に垂直に定規を貼り付けます。この時、内側の印を付けた所に定規の5ミリの位置を合わせてください。

■設置方法
 ①雨が降る前に設置してください。
 ②地面から少し高くして、跳ね返りが入らないようにしましょう。
 ③屋根や立木からの雫が入らないようにしましょう。
 ④風で飛ばないように、気流の安定した所にしっかりと固定しましょう。
 ⑤10分または1時間単位で数値を計測しましょう。



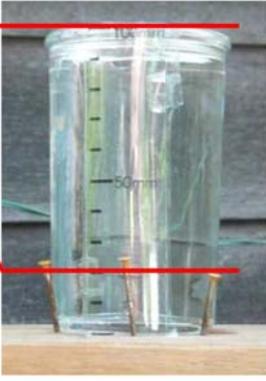
出典：みなかみ町 HP

雨に注意し、警戒する習慣を身に付けましょう

■カップ酒のビン等を利用した簡易雨量計測
 土砂災害の多くは、水(降雨等)に起因して発生するため、以下のような雨が降ったら、土砂災害が発生する危険性が高まるので要注意

■連続雨量で100mm以上の雨
 雨が降り出してから、10cmのビンから水があふれる

■1時間に20mm以上の雨
 1時間で、2cmの水が溜まる
 →車のワイパーを動かしても、前が見えにくいほどの強い雨



カップ酒のビン以外にも、寸胴で、風で倒れないような重さのある入れ物であれば、誰でも簡単に雨量計測が可能

地域の雨量を測ることで、**雨の量と地域内で起こる現象との関係**(どの程度の雨が降ると、地域でどのような予兆現象が出るのか等)を知ることができる

一般的に、1時間に20mm以上・連続雨量で100mm以上の雨が降ると土砂災害の危険性が高まると言われています。
地域で降る雨に注意し、警戒する習慣を身につけましょう

1.2.15. 市町村が発表する避難情報の種類及び立退き避難が必要な居住者に求める行動

情報種別	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。



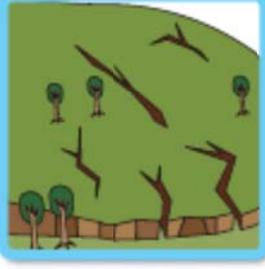
※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

参考：「避難勧告等に関するガイドライン」 内閣府

1.2.16. 土砂災害発生前の前兆現象例

土砂災害が発生する前には、その発生前触れを示す予兆現象が現れることがあります。

<p>がけ崩れ の予兆現象</p>	 <p>がけに割れ目が見える</p>	 <p>がけから水が湧き出ている</p>	 <p>がけから小石がばらばら落ちてくる</p>
<p>土石流 の予兆現象</p>	 <p>山鳴りがする</p>	 <p>急に川の流りが濁り流木が混ざっている</p>	 <p>雨が降り続けているのに川の水位が下がる</p>
<p>地すべり の予兆現象</p>	 <p>沢や井戸の水が濁る</p>	 <p>地面にひび割れができる</p>	 <p>斜面から水が噴き出す</p>
<p>その他 の予兆現象</p>	<p>「地鳴り、木根のちぎれる音、岩の割れる音などがする」 「ものの腐ったような臭い（腐葉土、下肥の臭い）がする」 「小動物が異常行動（騒ぐなど）をとる」 など</p>		

出典：「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」群馬県砂防課

この他、過去の災害発生前にその地域で見られた現象、大雨の際によく見られる地域の変化、水や雨にまつわる先祖からの言い伝え等も、その地域の土砂災害発生の危険を知らせる前兆としてみることができます。

2 平常時からの（土砂災害に対する）体制構築

2.1. 土砂災害を警戒すべき箇所

2.1.1. 土砂災害を警戒すべき区間・箇所一覧表（例）

区分	警戒すべき区間・箇所	備考
土砂災害警戒区域等 （急傾斜地の崩壊）	大字〇〇字〇〇地内 大字△△字△△地内	昭和〇年に土砂災害発生 全壊〇戸、半壊〇戸
土砂災害警戒区域等 （土石流）	〇〇川： 大字△△字△△地内	砂防堰堤〇基、整備済み
	△△川： 大字〇〇字〇〇地内	
土砂災害警戒区域等 （地すべり）	大字〇〇字〇〇地内 大字△△字△△地内	
土石流危険溪流	〇〇川： 字〇〇～字〇〇	
急傾斜地崩壊危険箇所	〇〇区域 △△区域	
地すべり危険箇所	□□区域	
山腹崩壊危険地区	（必要に応じ参考として）	
崩壊土砂流出危険地区	（必要に応じ参考として）	

※地図を併用して情報を視覚的に整理することが望ましい。

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 内閣府

2.1.2. 参考にすべき情報と入手先

事項	代表的な情報	内容	入手先
土砂災害発生履歴	土砂災害の記録	過去に発生した土砂災害の被災範囲や被害状況・気象状況の記録	地方整備局 県砂防課 県土木事務所 県森林保全課 市町村担当課 前橋地方气象台
土砂災害想定	土砂災害警戒区域等の位置図及び区域図	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）を表示した地図	県砂防課 県土木事務所 市町村担当課
	土砂災害警戒区域等に係わる保全対象に関する資料	土砂災害警戒区域内の人家戸数または世帯数	県砂防課 県土木事務所 市町村担当課
	土砂災害危険箇所図	土砂災害危険箇所（土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）を表示した地図	県砂防課 県土木事務所 県森林保全課 市町村担当課
	土砂災害危険箇所に係わる保全対象に関する資料	土砂災害危険箇所の想定被害区域内の人家戸数または世帯数	県砂防課 県土木事務所 県森林保全課 市町村担当課
施設整備状況	砂防関係機関の施設図	砂防堰堤、急傾斜崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備状況を示した地図	地方整備局 県砂防課 県土木事務所
	治山・農地整備関係機関の施設図	治山ダム、土留等の治山施設、地すべり防止施設の整備状況を示した地図	県砂防課

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 内閣府

2.2. 避難を要する区域（避難単位）の設定

2.2.1. 避難を要する区域一覧表（例）

警戒すべき区域・箇所	避難を要する区域（避難単位）	想定される災害・被害の様相	特記事項	メッシュ番号
〇〇地区	大字〇〇字◎〇地内	がけ崩れ 土石流	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離最長 600m	
	大字〇〇字△〇地内 および字〇▲地内	土石流	◎〇橋以西、孤立の可能性あり 避難場所までの距離最長 800m	
	大字〇〇字▲〇地内	がけ崩れ	避難場所までの距離最長 1,000m	
◎◎町	◎◎町〇丁目	がけ崩れ 土石流	S00年土石流により00戸全壊 避難場所までの距離最長 700m	
▲■地区	大字▲■字◎〇地内	がけ崩れ	避難場所までの距離最長 900m	
	大字▲■字△〇地内	土石流	避難場所までの距離最長 1,200m	

※各避難単位に対応するメッシュ番号は、「群馬県土砂災害警戒情報メッシュ位置確認データベース」を活用すると便利です。

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.3. 避難場所等の設定

2.3.1. 避難対象者数の想定（例）

町名字名	避難を要する区域（避難単位）	夜間人口			昼間人口	備考
		避難対象世帯数	避難対象人口	要遠慮者	避難対象人口	
〇〇地区	大字〇〇字◎〇地内	10	25	5	18	
	大字〇〇字△〇地内および字〇▲地内					
	大字〇〇字▲〇地内					
◎◎町	◎◎町〇丁目					
	計	10	25	5	18	

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.3.2. 避難場所と避難ルート等の想定（例）

避難を要する 区域 (避難単位)	避難場所				避難経路	避難場所ま での距離 (km)
	施設の名称 所在地 連絡先(電話・FAX)	管理者	面積 (㎡)	収容 人員 (人)		
大字〇〇字 ◎〇地内	〇〇小学校体育館 〇〇市〇〇町〇ー〇 Tel 0000-00-0000 Fax 0000-00-0000	〇〇市 教育委 員会	〇〇	〇〇	市道〇〇 線	約 〇. 〇 km
◎◎町〇丁目						

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.3.3. 避難に要する時間の想定（例）

避難を要する区域 (避難単位)	区分	①	②	③	①+②+③
		避難勧告等 を市町村か ら住民に周 知・伝達する 時間 (分)	住民が避難 の準備をす る時間 (分)	避難場所等 への移動に 要する時間 (分)	計 (分)
大字〇〇字 ◎〇地内	要遠慮者の 避難に要する時間	10分	20分	60分	90分
	一般の住民の避難 に要する時間	10分	20分	30分	60分
◎◎町〇丁目					

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

① 住民に周知・伝達する時間の算出方法

降雨中の場合、各住宅は降雨のため窓を閉めた状態であるため、市町村防災行政無線(同報系)による伝達では聴き取り難いことが想定されます。防災行政無線の個別受信機の整備がない場合は、次の積算例を参考にしながら訓練や実測等で必要な時間を把握します。

※ 避難勧告等を市町村から住民に周知・伝達する時間は、次を目安とします。

- ・ 防災行政無線 個別受信機の整備あり・・・10分
- ・ 〃 個別受信機の整備なし・・・30～60分

① 広報車で広報を行う場合の積算例	
・ 広報車及び担当職員の参集等の準備時間	分
・ 避難を要する区域までの広報車の移動時間	分
・ 避難を要する区域での広報車による広報活動想定時間	分
② 区長・町内会長等を通じた伝達を行う場合の積算例	
・ 連絡担当者の参集等の準備時間	分
・ 区長・町内会長等への電話時間	分
・ 避難を要する区域内での区長等から住民への伝達時間	分

参考：「津波対策推進マニュアル検討報告書」津波対策推進マニュアル検討委員会

② 住民が避難準備する時間の目安

10～20分を目安とします。

③ 避難場所等への移動速度の目安

降雨中の避難を考慮して、秒速1m（分速60m）を目安とします。

歩行者		歩行速度
高齢者単独歩行(自由歩行)		1.1 m/秒
ベビーカーを押している人(自由歩行)		0.9 m/秒
群衆歩行		1.1～1.2 m/秒
自力のみで行動 できにくい人	重病人、身障者等	水平 0.8 m/秒
		階段 0.4 m/秒
	位置や経路等に 慣れていない人	水平 1 m/秒
		階段 0.5 m/秒
身障者等	C1	1.2 m/秒
	C2	0.44 m/秒
健常者		1.0～1.2 m/秒

参考：「津波対策推進マニュアル検討報告書」津波対策推進マニュアル検討委員会

④ 避難の方法

避難の方法は、徒歩を原則とします。

自家用車での避難は、道路の渋滞や駐車場の確保、避難途中の安全確保等の観点から原則禁止とします。（要配慮者等は個別に判断します。）

2.4. 避難場所等の安全

2.4.1. 避難場所の条件（例）

① 避難場所の検討

次の条件を満たす施設を抽出します。

ア 市町村地域防災計画で指定している指定緊急避難場所等

- ・ 浸水想定区域外にある建物であること
- ・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所外であること
- ・ 夜間照明及び情報通信機器等を備えていることが望ましい

イ 市町村地域防災計画の指定緊急避難場所等以外の施設

- ・ 地域防災計画で指定されていない公共施設（学校、会館、体育館、集会所等）
- ・ 民間の集会施設、体育施設、宿泊施設等
- ・ この他、アの条件を満たす施設

② 避難場所候補の収容能力の検討（参考）

①で検討した避難場所候補について、避難時に使用可能な床面積を調査し、収容能力を算出します。

1人当たりの必要面積については、消防庁「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」で示されている「概ね3.3㎡当たり2人(1人当たり1.7㎡)」を目安とします。

2.4.2. 避難場所周辺状況確認のイメージ



避難場所周辺における、想定される土砂災害の影響範囲を図示し、平常時・緊急時の前兆現象の有無等を確認する場所も記載しておきましょう。

2.4.4. 避難経路検討のイメージ



- ・土砂災害警戒区域を記載し、避難場所の位置(■)や避難場所への経路(→)を記載しましょう。
- ・避難の際に危険な場所(□、○)を記載しましょう。
- ・該当地区の土砂災害ハザードマップが整備済みならば、それらを利用すれば容易に作成できます。

【留意点】

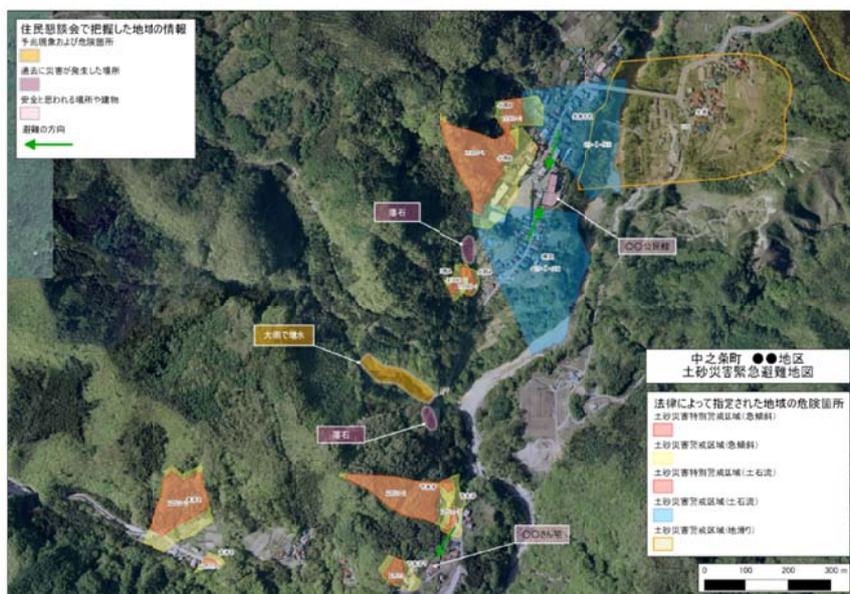
- ①避難を要する区域から避難場所までの距離は概ね2.0kmを限度とし、徒歩による避難を原則とし、危険が少ない避難経路を調査して予め定めます。
- ②迅速・安全な避難のため、予め崖下や浸水のおそれのある場所をできる限り避けて避難経路を設定しましょう。
- ③複数の安全な経路を選定しておくことや、防災訓練で避難を試行し、避難完了までの所要時間を把握しておくことが重要です。人数や所要時間によっては、1次避難、2次避難場所を設定することも大切です。

2.4.5. ハザードマップ作成支援ツールの活用

群馬県では、市町村が行うハザードマップ作成の支援として、ハザードマップ作成に必要な土砂災害警戒区域等のGISデータ、公示図書データ等の提供と合わせ、避難場所・避難経路等の情報を付与した簡易なハザードマップを作成できる、「ハザードマップ作成支援ツール」を構築し、各市町村に配布しています。また、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説」においては『土砂災害ハザードマップは、同一避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として作成する』とされており、また、実際の避難においても地域ごとに詳細なマップが必要となる場合に、このツールの活用が有効となります。

■機能概要

航空写真上に土砂災害警戒区域等を表示した図を任意の範囲で表示することができ、その図に避難所等のアイコンを任意に追加でき、避難単位（自治会単位など）のハザードマップを作成することができます。



作成ツールで作成したハザードマップのイメージ

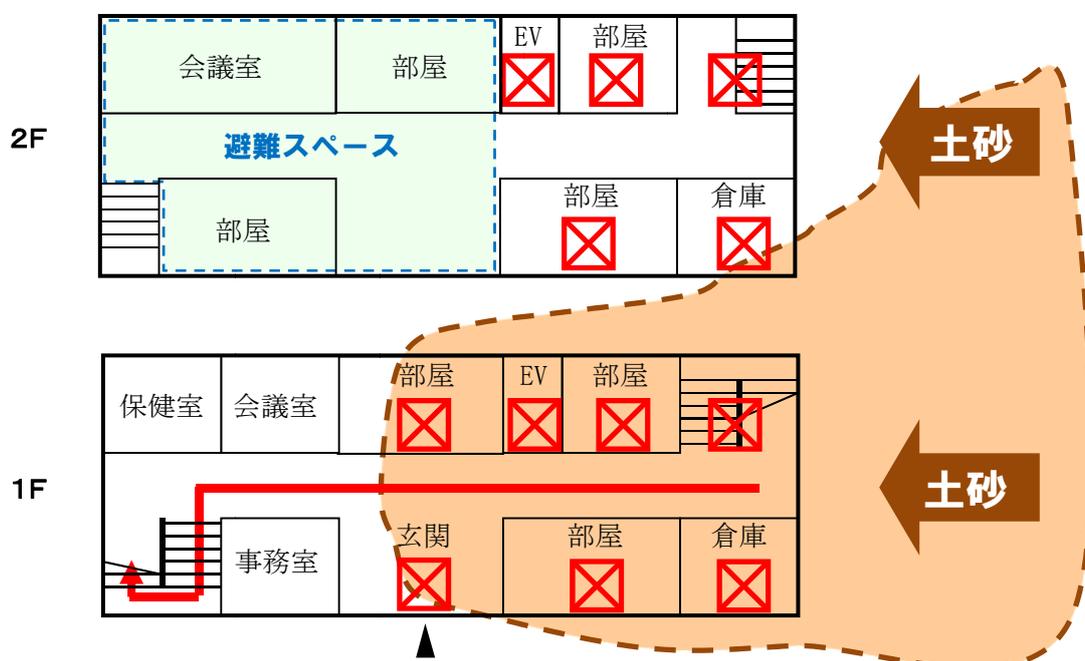


- 「ハザードマップ作成支援ツール」は、平成 26 年 5 月に、土砂災害警戒区域を抱える市町村等に配布しています。ツールは DVD に収録し、運用マニュアルと共に、配布しています。



操作方法等でご不明な点がございましたら、群馬県砂防課砂防情報係にお問合せ下さい。

2.4.6. 緊急時におけるRC構造建物内の避難場所・経路図のイメージ



❌ 避難に使用してはいけない場所、設備

参考：「土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドライン（災害時要援護者関連施設用）」富山県

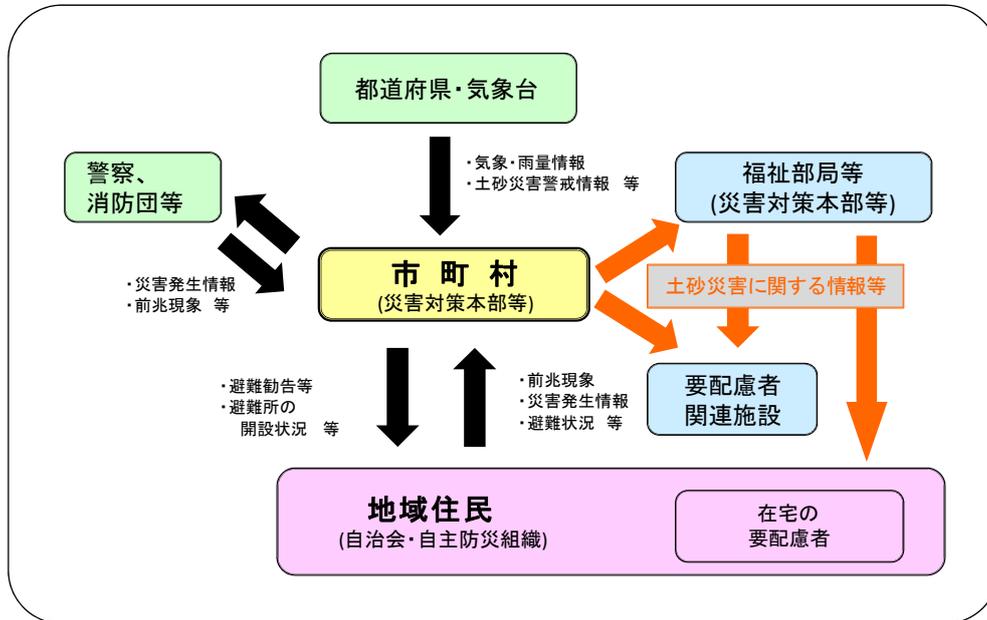
- ・避難経路、避難場所を明確に記載するとともに、避難に使用してはいけない場所、施設も示しましょう。
- ・土砂が流れ込む方向や土砂災害の影響範囲（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）も記載しましょう。

【留意点】

- ①避難経路で土砂災害が発生している場合や、河川が氾濫した場合等の施設外避難が危険な場合を想定して、鉄筋コンクリート構造の2階建て以上の建物が自宅あるいは近隣にある場合は、2階以上の階層かつ土砂の流れ込む方向と反対側へ避難することも検討しましょう。
- ②避難が可能な建物でも、建物内での避難経路を設定して図面を作成しましょう。避難経路図には、避難に使用してはいけない場所・設備を示すとともに、土砂が流れ込む方向や土砂災害の影響範囲も記載しましょう。

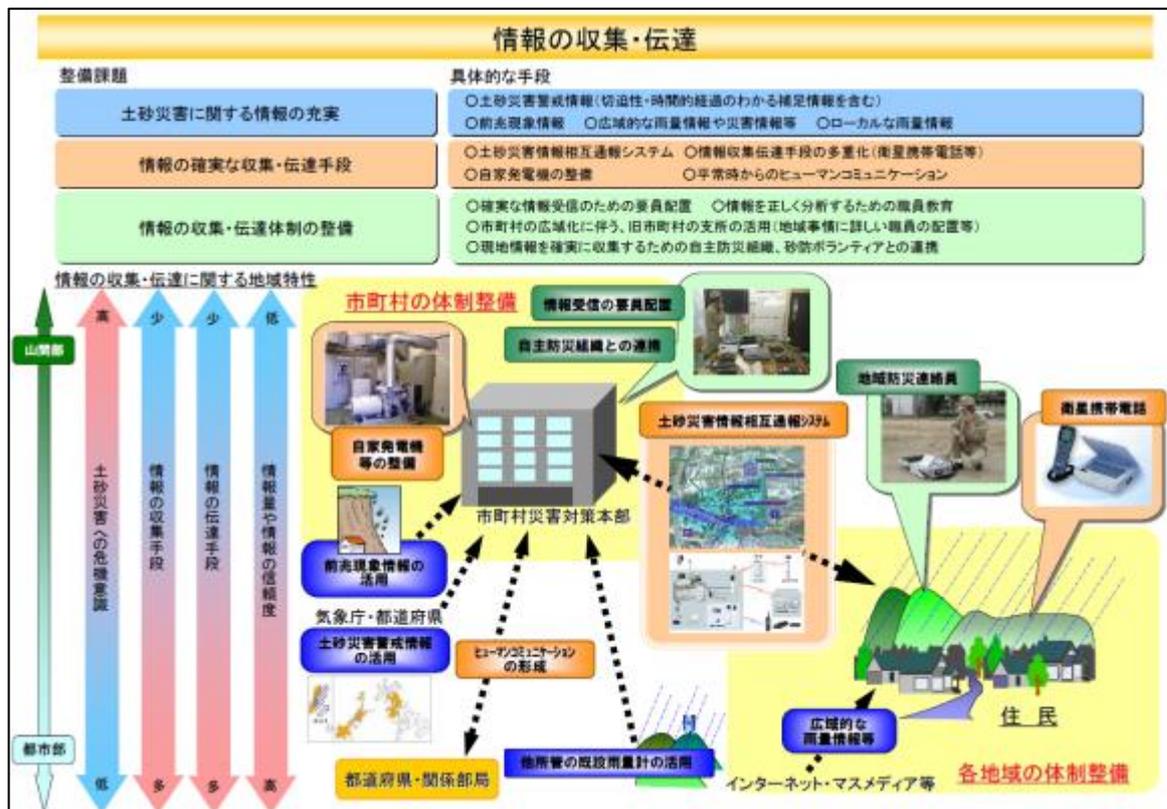
2.5. 情報の収集伝達手段の整備

2.5.1. 土砂災害に関する情報の流れ



出典：「土砂災害警戒避難ガイドライン」国土交通省 一部修正

2.5.2. 情報の収集・伝達体制



出典：「土砂災害警戒避難ガイドライン骨子(案)」国土交通省

2.5.3. 情報の具体的な伝達方法（例）

伝達手段	対象
防災行政無線（同報系）	対象地域の住民全般（サイレン・半鐘との併用は効果的）
サイレン・半鐘	対象地域の住民全般（予め、吹鳴のパターンの意味やタイミングについて住民に伝えておく）
広報車・消防車両	対象地域の住民全般
テレビ・CATV・ラジオ等 （放送機関へ依頼）	対象地域の住民も含めた不特定多数
ホームページ	対象地域の住民も含めた不特定多数
エリアメール等（携帯電話 のメール機能を活用）	対象地域の住民も含めた不特定多数
消防団・警察	対象地域の住民（予め、消防団・警察との調整や伝達方法の確認などが必要）
<p>（その他）</p> <p>① 地域コミュニティの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め定めておいた自主防災組織再組織・町内会等の会長等の協力による組織多岐な伝達体制を活用。市町村から連絡先（会長等）に対して、防災行政無線、電話、携帯電話メール、FAX等による伝達を行う。 ・自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での声かけを活用。 <p>② 要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体、要配慮者関連施設等の福祉関係者への伝達を行う。 	

※スマートフォンやSNS等、様々な情報伝達手段の普及状況に留意し、有効活用に努める。

2.5.4. 市町村の防災情報を含むメールサービス・SNS

避難情報等は確実に対象の住民に周知する必要があります。防災行政無線等が主な情報伝達手段となりますが、それを補足する手段として、登録制メールやツイッター等のSNSを活用することも大切です。

■市町村の防災情報を含む登録制メールサービス・SNS(平成29年3月現在、砂防課調べ)

自治体名	登録制メール配信	SNS
前橋市	まちの安全ひろメール	フェイスブック 前橋市公式フェイスブックページ
高崎市	たかさき「安全ほっとメール」	ツイッター 前橋市まちの安全ツイッター(@maabashi.anzen) 高崎市防災情報ツイッター(@takasaki.bousai)
桐生市	桐生ふれあいメール	フェイスブック 桐生市フェイスブックページ
伊勢崎市	いせさき情報メール	フェイスブック 伊勢崎市公式フェイスブックページ
太田市	おおた安全・安心メール	ツイッター 太田市広報課twitter(@OtaCity.PR)
沼田市	ホッとメール沼田	フェイスブック 沼田市防災情報(@numata.bousai)
館林市	たてばやし安全安心メール	
渋川市	渋川ほっとマップメール	フェイスブック 渋川市公式フェイスブック
藤岡市	ふじおかほっとメール	フェイスブック 藤岡市公式フェイスブック
富岡市	とみおかインフォメール	フェイスブック 富岡市 防災情報 (@tomioka.bousai)
安中市	安中市メール配信サービス	
みどり市	防災・防犯情報のメール配信サービス	
榛東村	しんとう安全・安心メール	
吉岡町	よしおかほっとメール	
上野村		
神流町		
下仁田町	しもにたインフォメール	フェイスブック 下仁田町公式フェイスブック
南牧村		
甘楽町	甘楽町安全安心メール	
中之条町	中之条町安心メール	
長野原町		
嬬恋村		
草津町	草津町防災行政用メール配信サービス	
高山村		
東吾妻町	東吾妻町メール配信サービス	
片品村		フェイスブック 片品村防災情報 (@katashina_soumu)
川場村	川場村携帯連絡網システム<集める>	
昭和村	昭和村情報メール「集める」	
みなかみ町	みなかみ町緊急時一斉メール	
玉村町	たまむらお知らせメールサービス「メルたま」	
板倉町	板倉町 安全安心メール	
明和町	メール配信@めいわ	
千代田町	千代田町安全安心メール	
大泉町	大泉町安全・安心メール	フェイスブック 大泉町広報情報課ツイッター(@oizumi_koho)
邑楽町	おうらお知らせメール	フェイスブック 大泉町フェイスブック

2.5.5. 土砂災害に関する情報の収集先リスト（例）

収集する情報	入手先	入手手段	電話番号・FAX 番号等
気象情報 災害情報全般	気象庁HP	インターネット	URL :
土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報等	県砂防課HP	インターネット	URL :
雨量・水位情報	県河川課HP	インターネット	URL :
災害発生情報等	〇〇消防署	電話 FAX	0000-000-0000 0000-000-0000
	〇〇警察署	電話 FAX	
災害発生情報・ 前兆現象等	自主防災組織	電話 FAX	
	〇〇町自治会長	電話 FAX	
災害発生情報等	放送機関		
災害発生情報等	県土木事務所		
災害発生情報等	国交省砂防事務所		

インターネットから収集する情報については、平時から各HPを「お気に入り（ブックマーク）」に登録し、事前に操作を行っておく等、情報収集になれておきましょう。

2.5.6. 情報の伝達先リスト（例）

避難を要する区域	〇〇地区	発令区分	避難準備情報・避難勧告・避難指示		
伝達先	担当部署	伝達手段	電話番号 FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
① 防災行政無線(同報系・個別受信機)					
② サイレン・半鐘					
③ 広報車	広報車				
	その他の車両				
④ 警察・消防署	警察署				
	消防署				
	消防団				
	その他				
⑤ 自主防災組織・町内会等	〇〇地区自主防災組織				
	〇〇町内会長				
⑥ 福祉関係者	社会福祉協議会				
	〇〇地区民生委員				
	介護保険制度関係者				
	障がい者団体				
⑦ 避難場所	避難場所				
⑧ インターネット	ホームページ				
	携帯サイト				
⑨ 放送機関	テレビ局				
	ラジオ局				
⑩ エリアメール等	一斉メール登録者				
	一斉FAX登録者				
⑪ 関係機関 (市町村)	〇〇学校				
	〇〇センター				
⑫ 関係機関 (県・国)	県土木事務所				
	河川事務所				

※上記の他、市町村地域防災計画で定める関係機関を記載する。

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.6. 避難勧告等の発令基準の設定

2.6.1. 判断基準設定の考え方

以下に示す発令基準（例）を参考に、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、具体的でわかりやすい基準を設定することが重要です。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよいでしょう。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められます。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要があります。

2.6.2. 避難勧告等の発令基準（例）

下記のいずれかに該当する場合に、避難勧告等を発令することが考えられる。

種別	発令基準（例）
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の3時間後予測が危険と判定された場合・大雨注意報が発表され、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が予想される場合・過去の被災時雨量に達すると予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表された場合・「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の2時間後予測が危険と判定された場合・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合・土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表され、かつ「群馬県土砂災害情報・危険度情報」で現在（実況）で危険と判定された場合・土砂災害が発生した場合・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者に促す必要がある場合

2.7. 要配慮者への支援

2.7.1. 要配慮者施設リスト（例）

地区名	〇〇地区	避難場所	〇〇小学校（〇〇町 123 番地、TEL：××-××××）		
番号	1		2		3
施設名	▲▲▲▲▲▲		〇〇〇〇〇〇		■ ■ ■ ■ ■ ■
種別	老人福祉施設		児童福祉施設		身体障害者更正援護施設
所在地	〇〇町 100 番地		〇〇町 200 番地		〇〇町 300 番地
電話番号	××-××××				
FAX 番号	××-××××				
情報の伝達方法	行政防災無線 電話・FAX				
避難場所までの距離	350m				
要配慮者の人数	20 名				
要配慮者の特性	短距離の歩行可：10 名 車いすを使用し、自力で 座位を保持できる：5 名 車いすを使用し自力で座 位を保持できない：5 名				
移送方法	徒歩：10 名 車いす：5 名 リクライニング式車いす：5 名				
避難支援者	〇〇病院 〇〇町 500 番地 TEL：××-××××				
支援内容	ストレッチャー仕様車：1 台				

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.7.2. 在宅の要配慮者リスト（例）

地区名	〇〇地区	避難所	〇〇小学校（〇〇町 123 番地、TEL：××-××××）		
番号	1		2		3
氏名	▲▲ ▲▲		〇〇 〇〇		
種別	高齢者		身体障害者		
所在地	〇〇町 10 番地		〇〇町 20 番地		
電話番号	××-××××				
FAX 番号	××-××××				
情報の伝達方法	行政防災無線 電話・FAX				
避難所までの距離	150m				
要援護者の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・短距離の歩行可 ・車いすを使用し、自力で座位を保持できる ・車いすを使用し自力で座位を保持できない 				
移送方法	徒歩・リクライニング車いす ・車いす・ストレッチャー				
避難支援者	〇〇病院 〇〇町 500 番地 TEL：××-××××				
支援内容	ストレッチャー仕様車：1台				

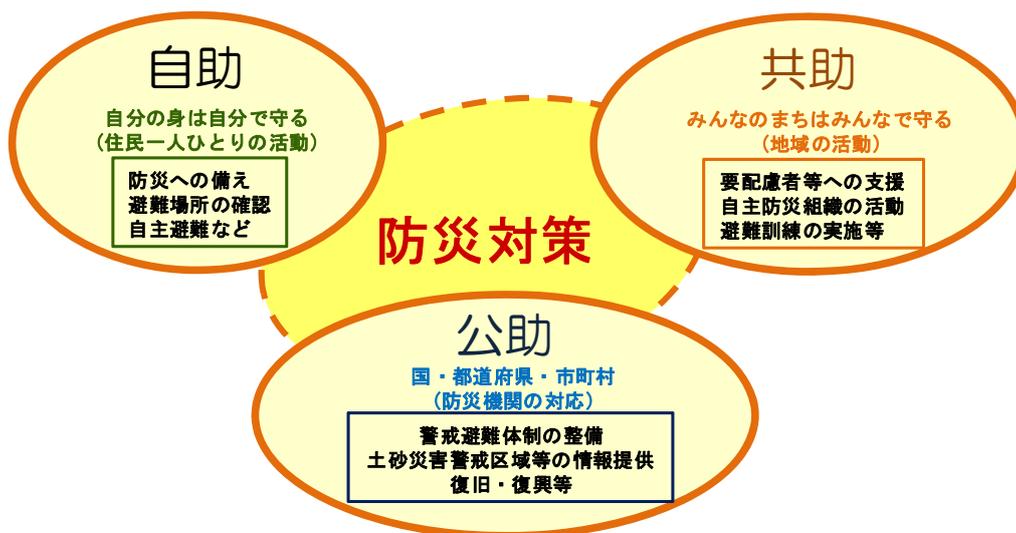
参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

2.8. 防災意識の向上

2.8.1. 自助、共助、公助の考え

防災対策は行政の重要な施策のひとつですが、災害が発生した場合は行政(公助)の対応だけでは限界があり、自助や共助の取り組みが必要です。

特に、地域住民が協力して進める『共助』は、自主防災組織が担うこととして期待されています。



参考：国土交通省HP

2.8.2. 防災教育内容のイメージ

■ 教育内容例	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の種類 ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ・ 施設周辺で予想される土砂災害 ・ 気象情報等の各種情報と確認方法 ・ 避難情報の種類と内容 ・ 土砂災害の前兆現象の内容と確認方法
平常時の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設周辺状況の確認 ・ 避難経路の確認 ・ 防災体制の配備と連絡系統及び役割 ・ 避難誘導および避難支援体制
緊急時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意体制・警戒態勢時の情報収集 ・ 避難準備および避難行動
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県の災害事例等 ・ 各施設で教育が必要と判断される事項
■ 教育時期	
<p>一般的に梅雨期は降雨が多く、災害も多く発生することから、梅雨期を迎える前に防災教育・防災訓練を実施することが望まれる。</p>	

2.8.3. 防災教育・訓練実施記録（例）

実施日		参加者	
年 月 日		〇名：	
項目		教育内容	実施
基本情報	1 土砂災害の種類	・施設周辺で発生可能性がある土砂災害の種類と特徴	<input type="checkbox"/>
	2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	・施設周辺の土砂災害(特別)警戒区域の範囲	<input type="checkbox"/>
	3 施設周辺で予想される土砂災害	・災害危険箇所の確認手法および確認内容	<input type="checkbox"/>
	4 気象情報の種類	・情報の種類 ・各情報の意味 ・各情報の発表のタイミング及び発表機関 ・各情報の入手先および確認方法	<input type="checkbox"/>
	5 雨量・水位情報		<input type="checkbox"/>
	6 避難情報の種類		<input type="checkbox"/>
	7 土砂災害の前兆現象	・施設周辺で見られる可能性がある前兆現象の内容	<input type="checkbox"/>
	8 緊急避難と避難所避難	・避難の違いを確認	<input type="checkbox"/>
平常時の備え	9 施設周辺状況の確認	・想定される土砂災害の影響範囲や危険箇所	<input type="checkbox"/>
	10 避難経路の確認(施設外・施設内)	・避難場所までの避難経路(第1案)及び代替経路(第2案以降) ・施設内避難経路及び使用禁止場所・設備	<input type="checkbox"/>
	11 防災体制配備の目安	・入手する情報とそれに対して配備する体制 ・各防災体制時の参集職員(参集担当)	<input type="checkbox"/>
	12 役割分担	・担当ごとの役割内容	<input type="checkbox"/>
	13 職員の連絡体制	・連絡元及び連絡先	<input type="checkbox"/>
	14 避難誘導計画	・避難場所、避難手段 ・割当グループ、グループに属する施設利用者、留意事項	<input type="checkbox"/>
	15 避難支援体制	・支援要請先(支援協力者)、支援内容	<input type="checkbox"/>
緊急時の行動	16 注意体制時の情報収集	・緊急時の各情報の入手先 ・緊急時に確認する情報の内容	<input type="checkbox"/>
	17 警戒体制時の情報収集		・各情報の関係者・関係機関(調整先、通報先)
	18 警戒体制時の避難準備	・避難準備として実施すべき行動	<input type="checkbox"/>
	19 避難行動	・避難時に実施すべき行動	<input type="checkbox"/>
その他	20 群馬県内の災害事例	・土砂災害の恐ろしさ、発生頻度 等	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
訓練	21 避難訓練の実施時期等	・毎年、市と合同で梅雨前の6月に実施 ・支援協力者と合同で〇月に実施 等	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

参考：「土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドライン（災害時要援護者関連施設用）」富山県

2.8.4. 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」のすすめ

■「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の取組とは

土砂災害による犠牲者を無くすためには、施設整備などのハード対策と併せて警戒避難体制の整備などを行うソフト対策が重要です。群馬県ではこうした取り組みの一環として、平成16年から「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築の取組」を実施しています。この取組は、住民懇談会を開催し、その地域独自の自主避難ルールを作成し、作成した自主避難ルールに基づき避難訓練を行うものです。

■取組の流れ

この取組では、地域住民が地図を囲み、地域内で過去に災害が発生した場所や大雨が降った際に見られる災害の前兆現象などを地図に書き出していき、地域内における危険箇所を全て洗い出します。その後、地域で見られる前兆現象や危険箇所を踏まえて緊急避難場所等を検討し、地域独自の「自主避難ルール」を作成していきます。

懇談会を開催して防災マップの作成



住民懇談会では、地域の人だけが知っている土砂災害の予兆現象・危険な場所等の情報などから、住民自ら自主避難ルールを策定していきます。

計3回程度の住民懇談会を行い、地域独自の防災マップを完成させます。

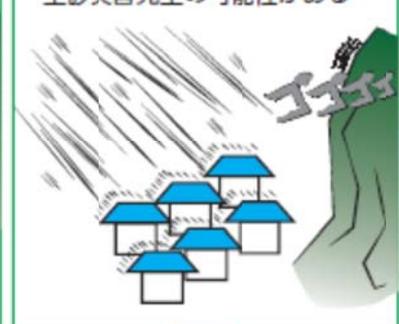
実働避難訓練

地域住民が主体となって作成した防災マップを基に、情報伝達手段の確認、適時適切な自主避難等の発令、避難場所・避難経路の確認等を行うため、実際に避難訓練を実施します。



■「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の取組の趣旨

① 土砂災害対策や土砂災害警戒避難体制に関する現状と課題について知る

<p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命等を守る重要な対策であるため漸次整備を進めている ・しかし、多くの箇所を整備するには多大な時間と費用が必要 ・また、ハード対策だけでは防ぎきれない規模の災害もある 	<p>集中豪雨の増加と土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨の強度が増し、これまで土砂災害とは無縁だった地域でも土砂災害発生可能性がある 	<p>行政からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険を知らせる行政からの情報は整備されているが、こうした情報が発表される前に土砂災害が発生することもある 
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 土砂災害から命を守るためには、行政による土砂災害対策だけでなく、住民主体の土砂災害警戒避難体制が必要なことを理解する

局所的に発生する土砂災害の危険にいち早く気づけるのは地域に住まう住民

地域の危険箇所（予兆現象等）を知っているのは地域に住まう住民




③ 「地域の知恵」を活かした土砂災害警戒避難体制を、平時から構築しておくことの意義について知る

平時から地域の危険箇所等を把握し、自主避難の基準等を決めておく



地域の危険箇所等を住民に挙げてもらい、各個人の知恵を「地域の知恵」として取りまとめる

【自主避難基準の例】
がけに亀割が入り水が噴き出した



【自主避難基準の例】
川の水位が崖岸の半分を覆えた



「地域の知恵」を活用し、自主避難の基準等をあらかじめ決めておく

出典：「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」群馬県砂防課

■「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」運営の手引き

群馬県では、この取組の趣旨や、住民懇談会・実働避難訓練の運営ノウハウをまとめた「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」を平成28年3月に作成し、各市町村に説明・配布を行っております。この手引きには、住民懇談会で参加した地域住民にこの取組の趣旨を理解してもらうための映像資料もDVDに収録したのも資料にありますので、是非ご活用ください。

■「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」の概要

今後は市町村が他地区へ波及する支援

- ・ はじめて取組を行う職員
- ・ 市町村職員だけで取組を行う職員
→負担・不安がある

少しでも負担軽減につながるために

「運営の手引き」を作成し市町村へ配布(H28.3)

取り組み運営側のノウハウ・ツールを収録



- ・ 基礎知識 ・ 関係者との事前調整 ・ 運営に向けた準備
- ・ 議論の目的とポイント ・ 雛形データ ・ とりまとめ方法等

「運営の手引き」・・・事前学習・実用資料



DVD (映像資料)



3 注意体制時の対応

3.1. 注意体制時の情報収集・伝達

3.1.1. 注意体制時の情報の入手・伝達

情報名	収集先	備考
大雨注意報・大雨等に関する気象情報	■前橋地方気象台 TEL：027-896-1536（観測予報担当 終日） ■気象庁 HP <input type="text" value="気象庁 防災情報"/>  ■インターネット防災情報提供システム（気象庁） https://bosai.jmainfo.go.jp/ （ID：XXXXXX、パスワード：YYYYYYYY）	警戒体制への移行の目安となる情報を入手した場合は、速やかに総括責任者に連絡すること。
雨量・水位情報等	■「群馬県水位雨量情報」HP（群馬県河川課） <input type="text" value="群馬県水位雨量情報"/> 	○○雨量局のデータに着目 ○○水位局のデータに着目
	■「川の防災情報」HP（国土交通省） <input type="text" value="川の防災情報"/> 	○○雨量局のデータに着目
	■気象情報を提供している民間のHPの例 ・「雨量・雷観測情報」HP（東京電力） <input type="text" value="東京電力 雨量"/>  ・「日本気象協会 tenki.jp」HP（日本気象協会） <input type="text" value="日本気象協会"/> 	※この他、民間気象会社等の情報利用も考えられる
	施設前雨量局	簡易雨量計のデータに着目
土砂災害に関するメッシュ情報	■「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HP（群馬県砂防課） <input type="text" value="群馬県 土砂災害警戒情報"/>  ※防災関係機関用 URL （ID：XXXXXX、パスワード：YYYYYYYY） http://www.dosya-keikai-gunma.jp/bousaikikan/login.htm	
災害情報 道路通行規制情報等	■「群馬県県土整備部防災情報」HP（群馬県建設企画課） <input type="text" value="群馬県県土整備部防災情報"/> 	
前兆現象等	住民、消防署、市町村担当課等	

3.2. 土砂災害の前兆現象等の確認

3.2.1. 緊急時における前兆現象チェックリスト（例）

地区名			
土砂災害の種別	チェック欄	前兆現象の例	一般的に現象が見られるタイミング
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	<input type="checkbox"/>	・湧水量が増加している	災害 2～3 時間前
	<input type="checkbox"/>	・がけの表面に流水が発生している	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・小石がバラバラ落下している ・新たな湧水が発生している ・湧水が濁っている	災害 1～2 時間前
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	<input type="checkbox"/>	・湧水が停止している	災害発生直前
	<input type="checkbox"/>	・湧水が噴き出している	
	<input type="checkbox"/>	・斜面がはらみ出している	
	<input type="checkbox"/>	・小石がボロボロ落下している	
	<input type="checkbox"/>	・地鳴りがする	
	<input type="checkbox"/>	・斜面に亀裂が入っている	
土石流	<input type="checkbox"/>	・流水が異常に濁っている	災害 2～3 時間前
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・溪流内で転石音がする ・流木がみられる	災害 1～2 時間前
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・土臭いにおいがする ・流水が急激に濁りだしている ・地鳴りがする ・溪流の水位が激減している	災害発生直前
	地すべり	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・井戸水が濁っている ・湧水が枯れている ・湧水量が増加している
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・池・沼の水位が急変している ・斜面に亀裂・段差が発生、拡大がみられる ・斜面や構造物がはらみ出している ・根が切れる音がしている ・落石や小規模な崩落が見られる ・樹木の傾きがみられる	災害 1～2 時間前
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・地鳴りや山鳴りがする ・地面が振動している	

参考：「土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドライン（災害時要援護者関連施設用）」長野県

4 警戒避難体制時の対応

4.1. 避難勧告・避難指示等の発令

災害が発生する恐れのある場合、市町村長は災害対策基本法に基づいて、住民に対して避難勧告・避難指示（緊急）を発令します。また、避難勧告より前の段階で、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者が立退き避難が必要と判断される時には、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

■避難勧告等の発令基準(例)

下記のいずれかに該当する場合に、避難勧告等を発令することが考えられる。

種別	発令基準
避難準備・ 高齢者等避難 開始	<ul style="list-style-type: none">・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の3時間後予測が危険と判定された場合・大雨注意報が発表され、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が予想される場合・過去の被災時雨量に達すると予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表された場合・「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の2時間後予測が危険と判定された場合・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合・土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表され、かつ「群馬県土砂災害情報・危険度情報」で現在（実況）で危険と判定された場合・土砂災害が発生した場合・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者に促す必要がある場合

※前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握する。通報内容によっては速やかに発令する必要があります。

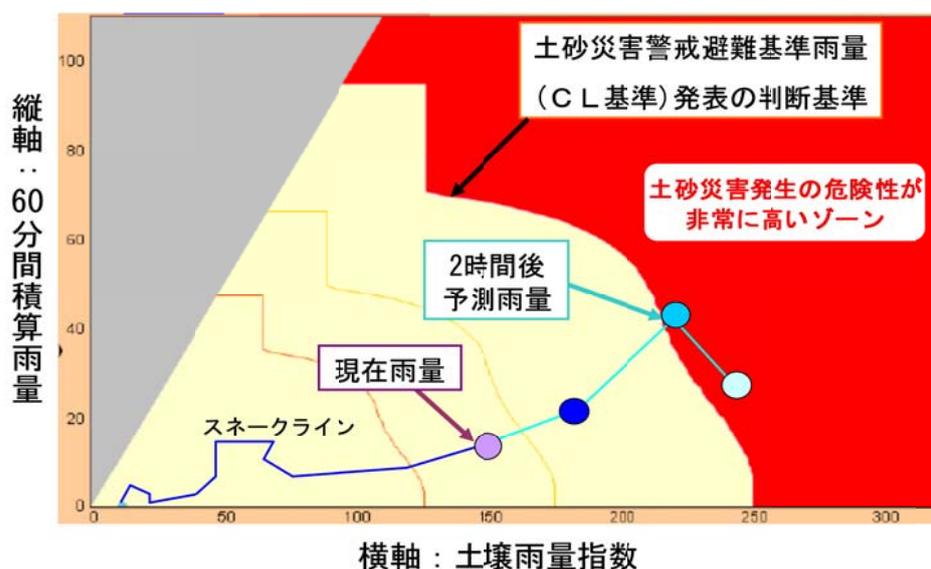
【運用時の留意事項】

- ①前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握します。通報内容によっては速やかに発令する必要があります。
- ②重要な情報については、情報を発表した気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換

します。

- ③想定を超える規模の災害発生や、想定外の事象の発生もあることから、関係機関と情報交換を密に行いつつ、暴風域はどの辺りまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等の広域的な状況把握に努めます。
- ④土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行います。

4.1.1. 避難を要する区域毎の「土砂災害警戒避難基準雨量（CL）」（例）



※土砂災害警戒情報(1.2.8 参照)の 5km 四方メッシュ区域の情報を用いた例。
それ以外に区域を設定する場合は、別途検討が必要。

4.1.2. 避難勧告等の発令者

避難勧告等の発令者は、次の順位とします。上位の発令者が不在または連絡が取れない場合、その次の順位者が発令を行うこととします。

住民に危険が切迫する等の急を要する場合で、市町村長が勧告や指示を行うことができない時、または市町村長から要求があった時は、警察官等が避難の指示を行うことができます。

◇避難勧告等の発令者（委任順位）

順位	避難勧告等の発令者
第1順位	市町村長
第2順位	副市町村長
第3順位	〇〇部長（〇〇課長）
第4順位	〇〇次長（〇〇課長補佐）

4.1.3. 避難勧告等において伝達すべき事項

1. 発令日時
2. 発令者
3. 対象地域及び対象者
4. 避難すべき理由
5. 危険の度合い
(例：「斜面に亀裂が発生している」、「溪流付近で斜面が崩壊した」等、河川や堤防等の状況や、発災が予想される時期、予想される被害状況等 についての説明を含める)
6. 避難準備情報、避難勧告、避難指示の別
7. 避難時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
8. 避難場所
9. 避難の経路（あるいは通行できない経路）
10. 住民等のとるべき行動や注意事項
(例：「近所に声をかけながら避難してください。」)
11. 担当者と連絡先

4.1.4. 避難勧告等の伝達内容

① 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方。
 - ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

② 避難勧告の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③ 避難指示（緊急）の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

参考：「避難勧告等に関するガイドライン」 内閣府

【呼び掛け時の留意点】

- ・豪雨時等は防災行政無線等の音声聞き取り難いことが想定されるため、大きな声で、はっきりと情報を伝える必要があります。

4.2. 避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令した場合は、次表の伝達方法（例）により確実に伝達し、伝達を確認した場合には受信確認欄に記載します。また、避難に関する発令のレベルを切替える場合も同様に、その都度確実な伝達と記録を行います。

避難勧告・指示等の伝達は、**防災行政無線等（戸別受信機及び屋外拡声機）により行うもの**とします。

4.2.1. 情報の具体的な伝達手段(例)

伝達手段	対象
防災行政無線（同報系）	対象地域の住民全般（サイレン・半鐘との併用は効果的）
サイレン・半鐘	対象地域の住民全般（予め、吹鳴のパターンの意味やタイミングについて住民に伝えておく）
広報車・消防車両	対象地域の住民全般
テレビ・CATV・ラジオ等 （放送機関へ依頼）	対象地域の住民も含めた不特定多数
ホームページ	対象地域の住民も含めた不特定多数
エリアメール等（携帯電話 のメール機能を活用）	対象地域の住民も含めた不特定多数
消防団・警察	対象地域の住民（予め、消防団・警察との調整や伝達方法の確認などが必要）
（その他） ① 地域コミュニティの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め定めておいた自主防災組織再組織・町内会等の会長などの協力による組織多岐な伝達体制を活用。市町村から連絡会（会長等）に対して、防災行政無線、電話、携帯電話メール、FAX 場等による伝達を行う。 ・ 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での声かけを活用。 ② 要配慮者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員会、介護保険制度関係者、障がい者団体、要配慮者利用施設等の福祉関係者への伝達を行う。 	

※スマートフォンやSNS等、様々な情報伝達手段の普及状況に留意し、有効活用に努める。

4.2.2. 情報の伝達先・伝達手段

避難を要する区域	〇〇地区	発令区分	避難準備情報・避難勧告・避難指示		
伝達先		担当部署	伝達手段	電話番号 FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)
①防災行政無線(同報系・個別受信機)					
②サイレン・半鐘					
③広報車	広報車				
	その他の車両				
④警察・消防署	警察署				
	消防署				
	消防団				
	その他				
⑤自主防災組織・町内会等	〇〇地区自主防災組織				
	〇〇町内会長				
⑥福祉関係者	社会福祉協議会				
	〇〇地区民生委員				
	介護保険制度関係者				
	障がい者団体				
⑦避難場所	避難場所				
⑧インターネット	ホームページ				
	携帯サイト				
⑨放送機関	テレビ局				
	ラジオ局				
⑩エリアメール等	一斉メール登録者				
	一斉FAX登録者				
⑪ 関係機関 (市町村)	〇〇学校				
	〇〇センター				
⑫ 関係機関 (県・国)	県土木事務所				
	河川事務所				

※上記の他、市町村地域防災計画で定める関係機関を記載する。

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 福島県

4.3. 要配慮者への避難支援

2.7章で設定したリストを活用して避難支援を行います。

- 土砂災害に関する専門家等と連携して、要配慮者利用施設の安全性を確認します。
- 在宅の要配慮者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、福祉部局との連携により情報共有を図ります。
- 要配慮者に対する避難勧告について、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、要配慮者や避難支援者に確実に伝達します。

4.4. 避難行動と二次災害防止

- 災害発生後の防災活動にあたっては、二次災害等のおそれがあることから、監視員の配置やセンサー等を設置し、安全確保を徹底します。
- 必要に応じて土砂災害に関する専門家の助言を受けることを検討します。(国・県の関係機関等)
- 現地の見廻り点検等の防災活動時における被災も多いことから、土砂災害の特徴に留意することが必要です。

4.5. 避難勧告等の解除

4.5.1. 避難勧告等の解除基準（例）

下記に該当し、土砂災害のおそれが無くなったと判断された場合

- ① 群馬県・前橋地方気象台が「土砂災害警戒情報」および前橋気象台が「大雨警報」を解除した場合。
- ② 「土砂災害危険度情報」の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生の危険性が非常に高い判定基準線を下回り、かつ今後の雨量が見込まれないと予測される場合
- ③ 現地の状況（崩壊や新たな亀裂の有無等）について巡視・点検を行い、土砂災害の前兆現象がないことを確認した場合。
- ④ 災害を受けた地区に土砂災害観測機器等が設置され、警戒基準雨量を定めるなど警戒避難体制が確立した場合。
- ⑤ 被災した地区の応急復旧作業が完了し、安全度が災害前の状態まで回復した場合。
- ⑥ 避難住民が避難場所から帰宅する際の道路状況等についても安全性が点検・確認された場合。

【解除後の留意点】

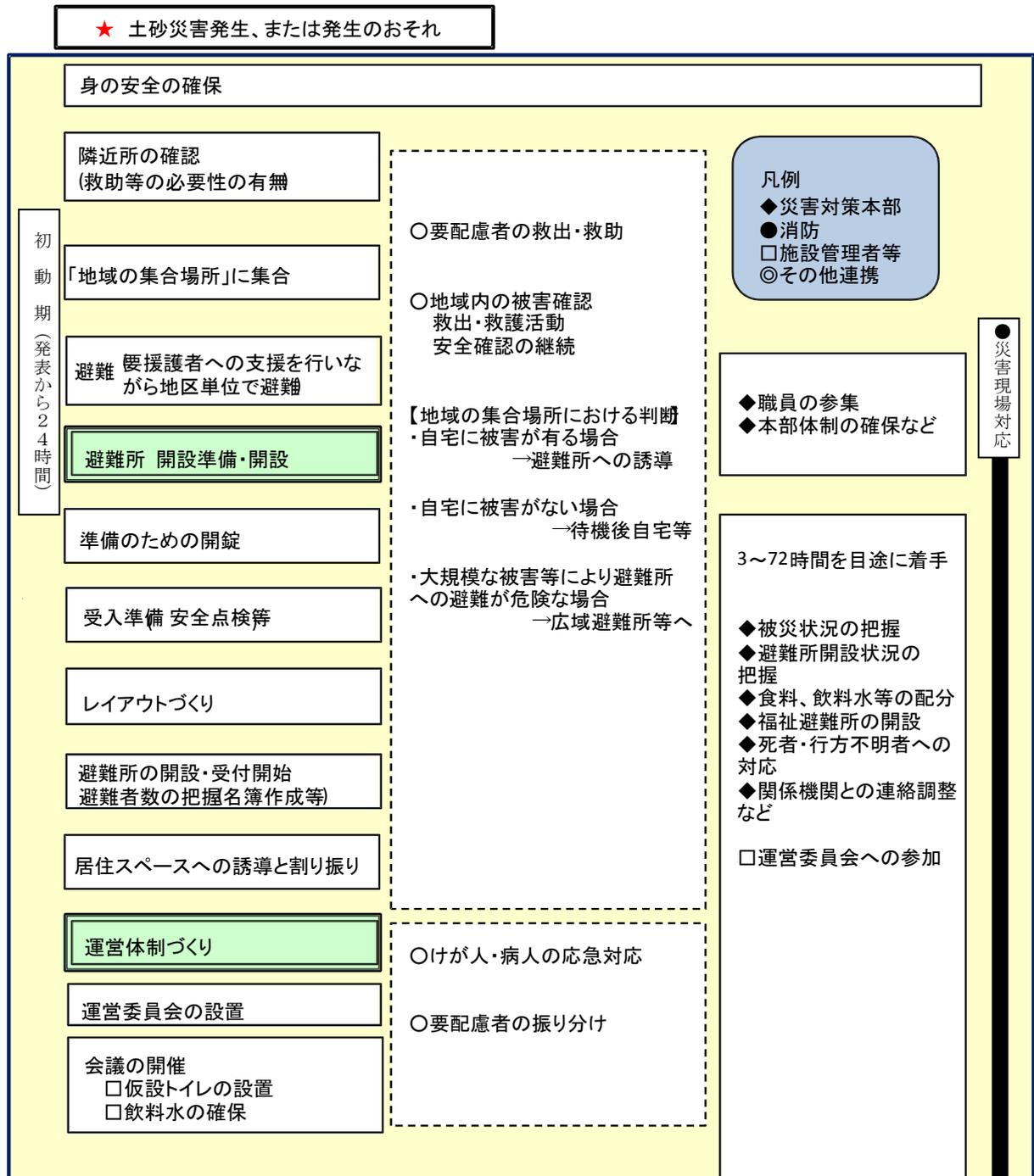
避難勧告等を発令し、避難場所へ避難したにも関わらず、土砂災害等による実質的な被害が起こらないケースは十分あり得ます。避難した住民の中には、相当な苦勞を伴って避難場所にたどり着いた方もいることが考えられ、こういった方々に対して下記(例)について可能な限り十分な説明を行い、空振りケースへの理解を求めるとともに、早期避難の重要性を確認し、更なる防災意識の向上を図る必要があります。

- 避難勧告等を発令した時点の気象状況を説明する（雨量の実況値及び予測値）。
- 避難勧告等の発令を判断した理由を説明する。
- 土砂災害による被害が発生しなかった理由を説明する。
- 土砂災害の発生があった場合は、想定した被害予想について説明する。
- 次回の避難行動に向けた反省点を整理する。
- 早期避難の重要性と、より一層の理解を求める。

5 避難所の開設・運営【参考】

5.1. 避難所の開設・運営

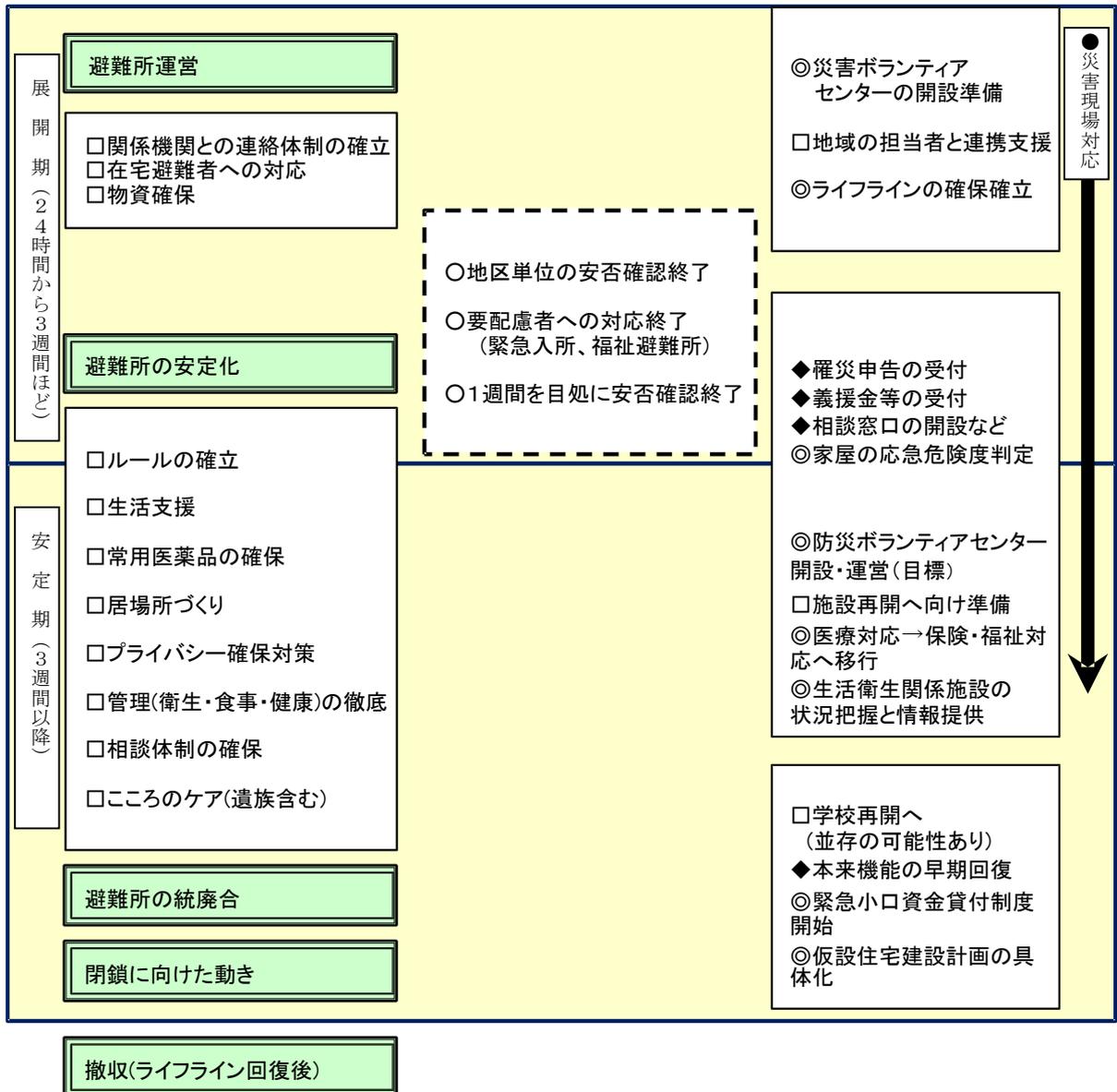
5.1.1. 避難所の開設・運営フロー



※次頁に続く

参考：「避難所運営マニュアル基本モデル」三重県

5.1.1-② 避難場所の開設・運営フロー(続)



参考：「避難所運営マニュアル基本モデル」三重県

5.2. 避難所が持つべき機能

5.2.1. 避難所に必要な機能

機能分野	支援項目	支援内容	チェック欄
安全・生活基盤の提供	①安全の確保	生命・身体の安全確保	<input type="checkbox"/>
		②水・食料・物資の提供	水の提供
	食料の提供		<input type="checkbox"/>
	被服の提供		<input type="checkbox"/>
	寝具の提供		<input type="checkbox"/>
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供	<input type="checkbox"/>
		最低限の厚さ・寒さ対策	<input type="checkbox"/>
プライバシーの確保		<input type="checkbox"/>	
保険・衛生の確保	④健康の確保	傷病を治療する救護機能	<input type="checkbox"/>
		健康相談等の保健医療機能	<input type="checkbox"/>
		専門家による心のケア	<input type="checkbox"/>
	⑤衛生的環境の提供	トイレの提供	<input type="checkbox"/>
		入浴の提供	<input type="checkbox"/>
		ゴミ処理	<input type="checkbox"/>
		防疫対策等、衛生的な生活環境の維持	<input type="checkbox"/>
情報支援	⑥気象・災害情報等の提供	気象・災害情報の提供（テレビ等）	<input type="checkbox"/>
		安否確認情報の提供	<input type="checkbox"/>
	⑦情報伝達手段の提供	非常用電話の提供	<input type="checkbox"/>
	⑧生活支援情報の提供	営業店舗の情報	<input type="checkbox"/>
		開業医療機関の情報	<input type="checkbox"/>
	⑨復興支援情報の提供	生活再建の情報	<input type="checkbox"/>
		仮設住宅の情報	<input type="checkbox"/>
復興支援の情報		<input type="checkbox"/>	
コミュニティ支援	⑩コミュニティの維持・形成の支援	避難者同士の連携支援	<input type="checkbox"/>
		従前のコミュニティの維持	<input type="checkbox"/>
維持・管理	⑪施設の維持・管理	設備の維持・管理	<input type="checkbox"/>
		非常用電源の維持	<input type="checkbox"/>

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」 内閣府